

令和 2 年度 長野市ごみ処理概要

(令和元年度結果 令和 2 年10月発行)



環境部生活環境課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL 026-224-5035, 7635 FAX 026-224-8909
Eメール seikatukankyo@city.nagano.lg.jp

環境部生活環境課資源再生センター

〒381-0026 長野市松岡二丁目42番1号
TEL 026-221-5316 FAX 026-221-5319
Eメール sigen@city.nagano.lg.jp

リサイクルプラザ

〒381-0026 長野市松岡二丁目26番7号
TEL 026-222-3196 FAX 026-221-2033

長野市ホームページ

<http://www.city.nagano.nagano.jp/>
(組織でさがす>環境部>生活環境課、資源再生センター)

目 次

1	長野市の概要	1
2	ごみ処理等の沿革	1
	（1） 分別・リサイクル法等の沿革	1
	① 旧長野市地域	1
	② 豊野地区	3
	③ 戸隠、鬼無里、大岡地区	4
	④ 信州新町、中条地区	4
	（2） 家庭ごみの収集運搬	4
	① 旧長野市地域	4
	② 豊野地区	4
	③ 戸隠、鬼無里、大岡地区	5
	④ 信州新町、中条地区	5
	（3） 処理施設	5
	① 平成31年(2019年) 3月31日までの豊野地区以外の地域の処理施設	6
	② 平成31年(2019年) 3月31日までの豊野地区の処理施設	7
3	ごみ処理の概要	8
	（1） 家庭ごみの分別	8
	（2） 収集方法	10
	（3） 処理施設	10
	① 長野広域連合処理施設	10
	② 市処理施設	11
	（4） ごみ処理手数料	13
	（5） ごみ・資源物のゆくえ	16
	① 家庭ごみ	16
	② 事業系ごみ	16
4	ごみ・資源物処理量実績	17
	（1） 令和元年度 ごみ・資源物の収集量・搬入量及び処理量	17
	（2） 長野市ごみ収集量等の推移	18
	① 収集量・搬入量の推移	18
	② 処理量の推移	18
	③ ごみ処理費用の推移	19
	④ 家庭ごみ処理手数料の推移及び使途	20
	⑤ 家庭ごみ指定袋購入の推移	21
	⑥ ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移	22
	⑦ 家庭系ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移	22
	⑧ 家庭系可燃ごみ排出量と一人一日当たり排出量の推移	23

⑨ 事業系ごみ排出量の推移	23
⑩ 事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）との関連（参考）	23
⑪ 家庭ごみ・事業系ごみ量と割合の推移	24
⑫ 品目別ごみ処理量の推移	24
⑬ リサイクル量とリサイクル率の推移	24
⑭ 最終処分量の推移	25
⑮ 最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移	25
⑯ 家庭ごみ指定袋の中身（組成）	26
⑰ 指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移	28
5 長野市一般廃棄物処理基本計画における数値目標及び実績	29
（１）平成29年度～令和３年度(2021)の５年間の数値目標	29
① ごみの総排出量	29
② 事業系可燃ごみ	30
③ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量	31
④ リサイクル率（参考指標）	32
6 ごみ減量化への取り組み	33
（１）家庭ごみの対策	33
① 指定袋制及びごみ処理手数料有料制度	33
（ア）豊野地区以外の地域	33
（イ）豊野地区	34
（ウ）ごみ処理手数料減免用可燃ごみ指定袋配布件数	35
② 分別区分	37
（ア）豊野地区以外の地域	37
（イ）豊野地区	37
③ 外国人対応	37
④ 資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」	38
⑤ 蛍光灯の拠点回収	40
⑥ 生ごみ一次生成物回収事業	40
⑦ 処理困難物特別回収事業	40
⑧ 市清掃センタースtockヤードでの指定廃棄物の受け入れ	41
⑨ 剪定枝葉等の回収	41
⑩ 使用済小型家電の回収	42
⑪ 使用済小型家電のピックアップ回収	42
（２）事業ごみ（事業系一般廃棄物）の対策	43
① 排出事業者責任	43
② 多量排出事業所対策	44
③ 「ながのエコ・サークル」認定制度	45
④ 環境にやさしい農業地域循環モデル事業	46
（３）啓発事業	46
① 資源再生センターの見学	47

②	リサイクルプラザでの啓発活動.....	47
③	出前講座・環境美化に関する説明会.....	48
④	生ごみ減量アドバイザー派遣制度.....	49
⑤	レジ袋使用削減の取り組み.....	49
⑥	段ボール箱を活用した生ごみ処理実践講座.....	50
⑦	ごみ分別強調月間.....	51
⑧	ごみ収集カレンダー等の配布.....	51
⑨	食品ロス削減への取り組み.....	52
⑩	プラスチック廃棄物対策.....	53
⑪	信州ごみげんねっと“チャレンジ800”ごみ減量推進事業.....	53
7	各種補助制度.....	55
(1)	生ごみ自家処理機器購入費補助金.....	55
(2)	長野市生ごみ等地域循環支援モデル事業補助金.....	56
(3)	大型生ごみ処理機支援モデル事業.....	56
(4)	集団資源回収報奨金.....	57
(5)	ごみ集積所設置事業補助金.....	58
(6)	ごみ集積所改修事業補助金.....	59
(7)	カラス除けネット有償頒布事業.....	60
(8)	リサイクルハウス設置事業補助金.....	60
8	不法投棄対策.....	61
(1)	不法投棄パトロール及び回収の実施.....	61
(2)	不法投棄の連絡体制.....	62
9	令和元年東日本台風災害に係る災害廃棄物処理.....	63
(1)	災害等廃棄物処理事業の施行理由.....	63
(2)	被害状況.....	63
(3)	長野市災害廃棄物処理実行計画.....	64
①	計画名称.....	64
②	施行日.....	64
③	計画期間.....	64
④	全体工程.....	64
(4)	災害廃棄物仮置場.....	64
①	長野市北部.....	64
②	長野市南部.....	65
(5)	災害廃棄物の処理.....	65
10	その他.....	66
(1)	近隣町村の「可燃ごみ」の受け入れ.....	66
(2)	ごみ集積所からの抜き取り防止対策.....	67
(3)	「クリーンリサイクルタウン」選定.....	68
(4)	「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」受賞.....	68

(5)	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加.....	68
(6)	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加.....	68
(7)	長野市廃棄物減量等推進審議会.....	69
(8)	長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯.....	73
(9)	長野広域連合ながの環境エネルギーセンターの主な整備経過.....	76

長野市ごみ処理概要（統計数字は令和元(2019)年度結果）

環境部生活環境課
生活環境課資源再生センター

1 長野市の概要

長野市は平安の昔より善光寺の門前町として発展してきましたが、集落を形成したのは室町時代以降のことであり、江戸時代に人口1万人余の村となりました。その後明治の廃藩置県によって県庁の所在地となり、以後周辺町村との合併の後、明治30年4月1日に市制を施行し、県内初の市として誕生しました。

以来、大正12年、昭和29年、昭和41年、平成17年、平成22年の5回にわたる周辺の市町村との合併を経て都市化が進み、現在面積834.81k㎡、人口38万人余を擁する地方中核都市となりました。

平成5年3月上旬信越自動車道が開通、平成9年10月には北陸新幹線が開通し、高速交通網が整備され、翌年2・3月に'98冬季オリンピック・パラリンピックを開催しました。平成11年4月には中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充実を図っています。

人口の推移（国勢調査結果 各年10月1日現在）

年次	①総人口（人）	②世帯数（世帯）	世帯人数（①/②）
平成7年(1995年)	358,512	124,126	2.89
平成12年(2000年)	360,112	130,092	2.77
平成17年(2005年)	378,512	140,842	2.69
平成22年(2010年)	381,511	146,520	2.60
平成27年(2015年)	377,598	150,465	2.51
令和2年(2020年) 4月1日	373,971	161,472	2.31

※令和2(2020)年度は住民基本台帳人口（外国人登録者含む）

2 ごみ処理等の沿革（P73「長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯」参照）

（1）分別・リサイクル法等の沿革

①旧長野市地域（平成17年(2005年)1月合併以前の旧長野市）

ごみは、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）と事業所から排出されるごみ（産業廃棄物及び一般廃棄物）に大別されます。

家庭から排出されるごみについては、ごみ集積所（ステーション方式）を通じて、**8分別**（可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、紙類、ビン類（乾電池含む）、缶類、ペットボトル、剪定枝葉等）、指定袋（市指定）収集を実施しています。

昭和57年(1982年)以降実施されていた**3分別**（可燃、不燃、資源ごみ）から、平成4年(1992年)11月古牧・若槻地区、平成5年(1993年)8月三輪・吉田・大豆島・安茂里・川中島・更北地区、平成6年(1994年)6月第三・芹田・篠ノ井地区、平成6年

(1994年)8月から全市において**5分別**(可燃、不燃、紙、ビン、缶)収集を実施してきました。この間、市民の理解を得るため、延べ1,300回余りの住民説明会を開催し、ごみの減量及び分別の定着を図った結果、大きな成果を得ることができました。しかし、再びごみ量が増加に転じてきたことを契機に、新たな減量策として平成8年(1996年)11月から指定袋の実費負担制度及び超過分有料化制度(一定量までは指定袋実費のみ)並びにペットボトルの分別収集(これにより**6分別**)を実施しました。

平成12年(2000年)には、容器包装リサイクル法が完全施行され、本市では可燃ごみの削減及び石油資源使用抑制の有効利用のため、平成13年(2001年)10月から第二・篠ノ井中央・篠ノ井川柳の3地区、平成16年(2004年)4月からは全市で、プラスチック製容器包装の分別収集(これにより**7分別**)を実施しました。実施に当たっては、市民の理解を得るため、延べ1,100回余りの住民説明会を開催しました。

また、平成10年(1998年)以降、個別の品目(家電、自動車、建設廃材等)ごとにリサイクル法が整備されてきました。平成13年(2001年)4月には家電リサイクル法が施行され、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)のリサイクルが義務づけられたことから、平成13年(2001年)4月からは家電4品目の集積所への排出を禁止しました。また、平成15年(2003年)10月からはパソコンリサイクル法が施行されたことから、本市でも平成16年(2004年)4月からは家庭用パソコンの集積所への排出を禁止しました。

割れていない家庭用使用済み蛍光灯については、拠点による回収場所を拡大し、平成18年(2006年)10月から県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所での回収を試行し、平成19年(2007年)4月からは集積所収集を廃止しました。

家庭から出たタイヤ、スプリング入りマットレス等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物については、平成19年(2007年)3月から市資源再生センターで事前に予約を受け付けし、市資源再生センターストックヤードで市民から有料での受け入れを開始しました。

上述のとおり、家庭ごみについては様々なごみ減量方策を講じてきましたが、依然として市民一人一日当たりの家庭ごみ排出量が増加傾向にあることから、市民がごみの排出者としての自覚と責任を明確に意識できる施策として、平成21年(2009年)10月から家庭ごみ処理手数料を有料化(超過分有料制から単純従量制へ)しました。併せて、庭木や草などの剪定枝葉の分別収集(これにより**8分別**)を実施し、現在に至っています。実施に当たっては、市民の理解を得るため、延べ1,071回の住民説明会を開催しました。

家電4品目以外の小型家電については、平成25年(2013年)4月に小型家電リサイクル法が施行され、本市でも貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015)4月からサンデーリサイクル実施2会場、小型家電回収協力店(長野県電機商業組合加盟の一部店舗)及びながの環境フェア会場で回収を試行し、令和2年(2020年)4月から実施しています。

平成29年(2017年)6月には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び環境省等が主催する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、スマートフォン及び携帯電話の拠点回収を市本庁、支所及び県

庁本庁で実施しました。平成31年(2019年)3月末をもって同プロジェクトは終了となりましたが、引き続き市本庁及び支所でスマートフォン及び携帯電話の回収を実施しています。

平成31年(2019年)3月には、長野広域連合が長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」が供用開始となりました。これに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみ処理施設が全市統一されました。

一方、事業所から排出されるごみについては、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別(可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル)し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可事業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可事業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することを指導しています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物(一部は市清掃センターで受入れ)に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉(一廃)についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

また、事業者独自の取り組みとして、市内中心部の飲食業の組合が、長野オリンピック開催に向けて廃棄物の収集とその適正処理、再資源化を目指し、平成6年(1994年)に「飲食ごみリデュース委員会」(発足当時14組合 約800店加盟)を組織しました。収集業務の委託、指定袋の作成・販売、収集コンテナの設置などの事業を展開していましたが、組合員の減少などにより、平成23年(2011年)3月をもって解散しました。

平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の事業系可燃ごみについても、ながの環境エネルギーセンターで処理することとし、事業系可燃ごみの受入施設が全市統一されました。

②豊野地区 (平成17年(2005年)1月合併 旧豊野町の家庭ごみ)

合併以前の旧豊野町は、一部事務組合である北信保健衛生施設組合の構成自治体として、北信保健衛生施設組合の処理施設で処理を行っていた(合併後も豊野地区については一部継続中)ことから、合併協議において、一部(平成17年(2005年)4月～金属ごみ、粗大ごみの区分を一部変更)を除き、当面の間合併前の分別区分を踏襲することとしました。合併後の家庭ごみについては、ごみ集積所(ステーション)及び指定回収場所において8分別、指定袋(市及び北信保健衛生施設組合指定)収集を実施

していましたが、平成18年(2006年)4月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、9分別となりました。

平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理手数料の有料化に伴い、市民の公平性を保つために、旧長野市地域と同様の分別区分とし、全市の分別区分が統一されました。

平成31年(2019年)3月には、長野広域連合が長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」が供用開始となりました。また、平成31年(2019年)3月をもって市が北信保健衛生施設組合を離脱したことから、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみの受入施設が全市統一化されました。これに伴い、家庭灰及び乾電池の排出方法を豊野支所での拠点回収からステーション方式に変更しました。

③戸隠、鬼無里、大岡地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村の家庭ごみ)

平成17年(2005年)1月の合併に伴い、各地区で説明会等を実施し、平成17年(2005年)4月から旧長野市地域と同様の分別を実施しています。

④信州新町、中条地区

(平成22年(2010年)1月合併 旧信州新町、旧中条村の家庭ごみ)

合併以前に各地区で説明会等を実施し、平成22年(2010年)1月の合併と同時に、旧長野市地域と同様の分別及び家庭ごみ処理手数料を有料化しています。

(2) 家庭ごみの収集運搬

①旧長野市地域

(平成17年(2005年)1月合併以前の旧長野市)

明治33年汚物掃除法施行とともに汚物収集を開始し、昭和29年清掃法施行後、昭和31年に清掃車を導入し、市街地を中心とした容器収集対象地域(約2,500世帯)から直営による本格的なごみ収集を実施しました。

昭和38年容器収集対象地域の世帯及びごみ量の増加に伴い、収集の一部を事業者委託しました。昭和41年には長野市大合併に伴い、収集体制の見直しが行われ、収集範囲を拡大するとともに、昭和43年に委託事業者数及び委託体制を大幅に拡充し、あわせて直営体制を大幅に削減しました。

委託事業者による長野市委託浄掃事業協同組合が昭和61年(1986年)に設立され、安定的な収集体制を確保するため昭和62年(1987年)から同組合と委託契約し、収集を実施しています。

平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から全市において市委託事業者による委託体制となりました。

②豊野地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧豊野町)

豊野地区における収集運搬は、可燃ごみ、プラスチック製容器包装、剪定枝葉については、平成17年(2005年)の合併以降も非常勤職員による直営体制で実施してき

ましたが、平成28年(2016年)4月から市委託事業者による委託体制で平成31年(2019年)3月の北信保健衛生施設組合離脱まで実施していました。なお、不燃ごみ、紙類、缶類については、市委託事業者による委託体制、ビン類、ペットボトルについては北信保健衛生施設組合委託事業者による委託体制で実施していました。

平成31年(2019年)4月からは、全品目について市委託事業による委託体制で実施しています。

③戸隠、鬼無里、大岡地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村)

戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区における収集運搬は、合併協議により、非常勤職員による直営体制で実施してきましたが、平成20年(2008年)4月から市委託事業者による委託体制で実施しています。

④信州新町、中条地区 (平成22年(2010年)1月合併 旧信州新町、旧中条村)

信州新町地区、中条地区における収集運搬は、合併以前から委託事業者による委託体制で実施しており、合併後も引き続き委託体制で実施しています。

(3) 処理施設 (P16「ごみ・資源物のゆくえ」参照)

平成31年(2019年)4月から全市でごみ処理施設が全市統一されました。

可燃ごみ

可燃物は、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理しています。焼却して発生した焼却灰(主灰)及び除塵飛灰の一部は、熔融しています。

焼却処理して発生するものには、主灰、除塵飛灰、脱塩飛灰、熔融不適物(磁性物など)があります。また、熔融して生成・発生しているものには、熔融飛灰、メタル、スラグがあります。これらは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者((株)E c o H i t zながの)の委託事業者または長野広域連合委託事業者が再資源化または埋め立てしています。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。発電された電気の一部は、市立の小中高等学校80施設に供給し、電力の地産地消を図っています。また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源を供給しています。

不燃ごみ

市資源再生センター資源化施設で破碎・選別処理(資源化处理)し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。資源化处理した後の残渣(資源化残渣)は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理(減容処理)した後、資源化または最終処分しています。

缶類

資源化施設で選別・プレスして民間事業者に売却し、リサイクルしています。

プラスチック製容器包装及びペットボトル

市資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

ビン類

無色透明、茶色及びその他の色の３色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡ししています。

紙類

集積所から収集したものは、長野資源協同組合に直接搬入し、売却しています。

剪定枝葉等

集積所から収集したものは、委託先の民間資源化事業者に搬入し、資源化しています。

市資源再生センターに直接搬入される剪定枝葉等は、市資源再生センター内のストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入し、資源化しています。

①平成31年(2019年)３月31日までの豊野地区以外の地域の処理施設

(平成22年(2010年)１月合併地区を含む)

可燃ごみは、市清掃センター焼却施設（大豆島地区松岡）で焼却処理し、不燃ごみはセンター内資源化施設で破碎・選別処理し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。また、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、センター内プラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。資源物の缶は資源化施設で選別・プレスして民間事業者に売却し、ビンは３色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は上記協会に引渡ししています。集積所から収集した紙類はそのまま上記組合に搬入し売却しています。剪定枝葉も集積所収集後、委託先の民間資源化事業者に搬入し、直接センターに持ち込まれる家庭系の剪定枝葉は一旦センター内ストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入して資源化しています。

ごみ焼却は大正15年６月、現在の芹田地区七瀬に日量約45トンの焼却能力をもつ焼却施設を建設したことに始まります。その後、人口増加や施設の老朽化に伴い、昭和37年10月大豆島地区松岡（焼却能力日量100トン）に移転し、昭和57年１月には旧松岡清掃工場の西側に日量450トンの焼却能力をもつ焼却施設が完成し、現在に至っています。現在の焼却施設では、余熱利用発電機（当初1,300kw/h、H21.11～1,450kw/hに改修）による電力で施設内の電気を補い、さらに余熱は大豆島いこいの家や平成26年度に解体された旧サンマリーンながのでも利用されていました。また、平成11年９月から14年３月にかけて、新しいダイオキシン類排出基準（平成14年12月から適用）

にあわせ、焼却施設の燃焼改善及び排ガス処理設備の改修工事を実施しました。

平成30年10月17日からは、市清掃センター焼却施設の隣地に長野広域連合が整備した新ごみ焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」で可燃ごみの焼却処理を試運転し、平成31年3月1日からは、ながの環境エネルギーセンターが供用開始されました。

資源化処理は、昭和57年3月にセンター内に資源物を手選別回収する資源回収工場が建設され、平成8年3月に分別収集に対応した施設として、現在の資源化施設に建替えました。プラスチック製容器包装圧縮梱包施設については、平成16年7月に稼働しました。

焼却灰及び不燃残さの埋立については、昭和54年に篠ノ井地区小松原（総面積50,600㎡）に最終処分場を設置し、さらに平成4年からは隣接する天狗沢（総面積60,461㎡）へ設置し、平成25年3月で埋立が終了しました。平成25年度から、一部を再資源化し、残りを市外の一般廃棄物処理事業者に埋立処理を委託しています。

②平成31年(2019年)3月31日までの豊野地区の処理施設

可燃ごみは、北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター（中野市）で中野市、山ノ内町、小布施町と共同で焼却処理しています。東山クリーンセンターは昭和49年から稼働し、平成9年度に改築しました。焼却熱については、余熱利用発電機（110kw/h×2基）による電力で施設内の電気を補い、さらに余熱は施設道路の融雪や中野市農村環境改善センターで利用されています。

平成21年9月まで、豊野地区のみ分別区分のあった埋立ごみについては、北信保健衛生施設組合最終処分場（中野市、総面積18,700㎡）に直接埋立て処理をしていましたが、平成21年10月家庭ごみ処理有料制度導入に併せ、分別区分が全市統一されたことから、直接埋立て処理はなくなりました。

プラスチック製容器包装については、豊野地区以外の地域とともに、長野市清掃センター内プラスチック製容器包装圧縮梱包施設で中間処理し、リサイクルしています。

平成21年9月まで、豊野地区のみ分別区分のあった金属ごみについては、北信保健衛生施設組合不燃物処理センター（下高井郡山ノ内町）で鉄、アルミ、金属類に選別処理した後、北信保健衛生施設組合が資源化処理事業者に売却していましたが、埋立ごみと同様に平成21年10月に分別区分が統一され、缶類として引き続き同施設でリサイクルしています。

また、粗大ごみも、平成21年10月に分別区分が統一され、その性状により可燃ごみについては北信保健衛生施設組合焼却施設で焼却、不燃ごみについては豊野地区以外の地域とともに長野市清掃センター資源化施設等で処理・処分（前述）しています。

3 ごみ処理の概要

(1) ごみ量の推移

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。

家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度以降、顕著に減少しています。

また、家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、重量比で37.4%（平成29～令和元年度 組成分析結果平均）であり、その約5分の1に当たる7.5%を食品ロスが占めています。

現在の家庭ごみ指定袋を導入してから、11年目を迎えました。ごみ量（重量）は減少傾向にありますが、ごみ指定袋購入数からごみ量（体積）を見ると、近年微増傾向にあることが見受けられます。

事業系ごみ量は、近年は横ばいです。平成22年度まで減少し、その後増加傾向に転じていません。経済活動指標の動きと比較すると、平成27年度以降経済活動指標は上向きですが、事業系ごみ量は抑えられており、経済成長と環境負荷の低減の両立が図られてきたことが見受けられます。

(2) 家庭ごみの分別（令和2年4月1日現在）

令和2年度長野市一般廃棄物処理実施計画より

8 分別 16 種別

区分		具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み		生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。
		家庭灰	濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
不 燃 ご み		せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製容器包装	シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。

	紙 類	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に 4 分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン類（乾電池含む）		
	ビン類	①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に 3 分別	ビンと乾電池はバラの状態 で不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。 ただし、視覚障がい者については、ビンを分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	
	缶 類	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）
その他拠点回収している資源物	（家庭用使用済蛍光灯）	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	（廃食用油）	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。
	（家庭用使用済小型家電）	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。
	（家庭用携帯電話・スマートフォン）	家庭で使わなくなったもの	市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXへ入れる。

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

(3) 収集方法（令和2年4月1日現在）

ステーション（集積所）方式により、事業者委託による定日収集

区分	可燃 ごみ (家庭灰)	プラス チック 製容器 包装	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 乾電池	缶	ペット ボトル
収集回数	週 2 回	週 1 回	週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 2 回
集積所数	5, 8 8 6			4, 9 4 9 (計) 1 0, 8 3 5				
収集時間	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0							
収集体制	・ 豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託事業者：長野市委託清掃事業協同組合） パッカー車 6 5 台、平ボディ車 2 5 台、従事者 1 4 6 名 ・ 豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区ごとに委託） パッカー車 1 8 台、平ボディ車 1 5 台、作業員 8 8 名（※他地区との兼務を含む）							

※豊野地区の不燃ごみ、ビン、乾電池、ペットボトルの収集は月1回

※信州新町地区の一部及び戸隠・鬼無里・大岡地区の可燃ごみの収集は週1回

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

(3) 処理施設（平成31年4月1日現在）

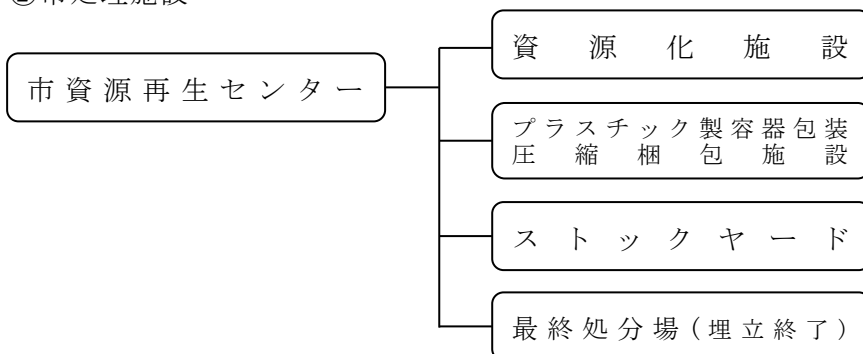
①長野広域連合処理施設



中間処理施設

施設	処理能力等	備考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	全連続燃焼式 405トン／24h (135トン／24h ×3炉) ストーカ式焼却炉	平成31年(2019年)3月1日稼働 (平成30年(2018年)10月17日から 平成30年(2019年)2月28日までは 試運転) 発電出力 7,910kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効 活用(発電・熱利用) 発電された電気の一部を市立の小中中学校 80校77施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷暖房の熱 源を供給

②市処理施設

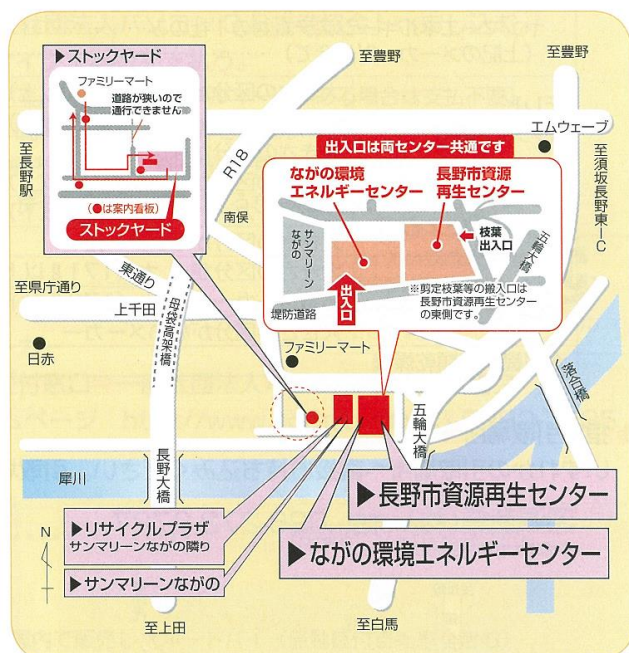


資源化施設・保管施設

施 設	処 理 能 力 等	備 考
資 源 化 施 設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン／5 h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン／5 h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年4月 稼働開始
プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設 (松岡2-42-1)	10トン／5 h × 2系列 油圧式、ラッピング+PPバンド	平成16年7月 稼働開始
ストックヤード (松岡2-23-24)	処理困難物の一時保管	平成19年3月 稼働開始

長野市資源再生センター・ながの環境エネルギーセンター・ リサイクルプラザ・ストックヤード

案 内 図



長野市資源再生センター



ながの環境エネルギーセンター



市資源再生センター不燃ごみピット



プラスチック製容器包装の圧縮梱包状況



【参考】

参考 1 終了届出済の最終処分場

施設名称	備考
(1) 天狗沢最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 301,539m ³ (平成29年1月27日)
(2) 小松原最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 446,682m ³ (平成9年8月8日)

天狗沢最終処分場



参考 2 廃止届出済の最終処分場

施設名称	備考
(1) 戸隠不燃物最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 9,045m ³ (平成25年5月31日)
(2) 牧野島最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 19,507m ³ (平成27年4月22日)

※()内は終了届出または廃止届出の受理日

(4) ごみ処理手数料

市が収集、運搬及び処分するもの

区 分			手数料	
			～H31(2019) ．3.31	H31(2019) ．4.1～
定期収集に よるもの	可燃ごみ	平成21年(2009年)10月1日から 指定袋1袋につき	別表の とおり	
	不燃ごみ			
	プラスチック製容器包装(※1)			
その他の もの	一時的に多量に排出されるごみ	2トン積み小型自動車1台分まで 2トン積み小型自動車1/2台分まで 2トン積み小型自動車1/4台分まで	25,500円 16,000円 11,300円	25,800円 16,300円 11,600円
	特定家庭用 機器廃棄物	一時的に多量に排出されるごみと 併せて収集及び運搬する場合(1 台につき)	1,400円	1,500円
		その他の場合	4,300円 + (1,400円 ×台数)	4,400円 + (1,500円 ×台数)
	犬、猫等の 死体	収集(1件につき)	4,300円	4,400円

別表

区分	手数料		
定期収集に よるもの	可燃ごみ	容量が10リットル相当の指定袋1袋につき	10円
		容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円
		容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30円
		容量が40リットル相当の指定袋1袋につき	40円
	不燃ごみ	容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円
		容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30円
	粗大ごみ(※2)	粗大ごみシール1枚につき	40円

※1 プラスチック製容器包装は、平成21年(2009年)10月1日からごみ処理手数料の対象外とした。

※2 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみのことをいう。

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分		手数料
		H31(2019).3.1～
可燃ごみ	10キログラムまでごとに	160円

資源再生センターに搬入するもの

区分		手数料	
		～H31(2019) .3.31	H31(2019) .4.1～
可燃ごみ(※1)	10キログラムまでごとに	160円	廃止
不燃ごみ	10キログラムまでごとに	200円	170円
プラスチック製 容器包装	10キログラムまでごとに	30円	
資源物			
剪定枝葉等	平成21年(2009年)10月1日から 家庭系のみ、事業系不可	無料	
特定家庭用機器 廃棄物	搬送(1台当たり)	1,400円	1,500円
犬、猫等の死体 (※2)	一般焼却(1体につき)	500円	廃止
	分離焼却(1体につき)		
	5キログラム未満	7,600円	
	5キログラム以上15キログラム未満	10,400円	
	15キログラム以上	12,500円	

※1 可燃ごみの手数料は、ながの環境エネルギーセンター稼働に伴い、平成31年(2019年)2月28日で廃止

※2 犬、猫等の死体の処理手数料については、分離焼却は平成30年(2019年)3月31日をもって廃止

一般焼却は、ながの環境エネルギーセンターで引き続き実施するが、手数料は可燃ごみと同様10キログラムまでごとに160円

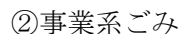
清掃センターに搬入する産業廃棄物は、平成21年(2009年)10月1日から搬入禁止とした

長野市資源再生センター（ストックヤード）に搬入できる指定廃棄物の品目及び
手数料

市資源再生センターでの処理が困難であり、ごみ集積所への排出を禁止している品目

品 目	手数料	品 目	手数料
瓦	20円/kg	その他金属類	30円/kg
レンガ	20円/kg	コンクリートブロック	20円/kg
ポンプ類	900円/台	物干し台	600円/台
オイルヒーター	900円/台	スプリング入りソファ（1人用）	7,000円/脚
温水器	2,400円/台	スプリング入りソファ（2人用以上）	10,000円/脚
電動式車椅子	1,200円/台	スプリング入りマットレス（セミダブルまで）	6,000円/枚
電動式健康器具	3,000円/台	スプリング入りマットレス（ダブル以上）	9,000円/枚
油圧式ジャッキ	900円/台	タイヤ（ホイールなし）	400円/本
電動自転車	1,500円/台	タイヤ（ホイール付き）	500円/本
電動介護ベッド	2,400円/台	電子オルガン	16,000円/台
浴槽	1,200円/個	その他（漬物石（表面がコーティング）等）	40円/kg

①家庭ごみ



4 ごみ・資源物処理量実績

(1) 令和元年度 ごみ・資源物の収集・搬入量及び処理量

収集・搬入量

区 分	内 訳	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物								合計		
				紙類	ビン類	缶類	ペット ボトル	乾電池	プラスチック製 容器包装	剪定枝葉	蛍光灯・廃食 用油		小型家電	小計
長野市合計														
①地区別	旧長野市地域	89,716	5,621	3,514	2,147	522	472	95	3,206	6,537	18	120	16,631	111,968
	戸隠・鬼無里地区	561	81	111	32	11	10		45				209	851
	大岡地区	94	16	17	7	3	2		9				38	148
	豊野地区	1,298	105	225	37	16	5		71	128			482	1,885
	信州新町・中条地区	697	81	94	33	12	11		38				188	966
②形態別	家庭系	51,930	4,725	3,886	2,008	559	494	95	3,368	6,665	18	120	17,213	73,868
	事業系	40,436	1,179	75	248	5	6		1				335	41,950
③収集形態別	委託	51,925	4,722	3,886	2,008	559	494	95	3,368	6,250	18	119	16,797	73,444
	直営	5	3											8
	許可・外来・直接搬入	40,436	1,179	75	248	5	6		1	415		1	751	42,366

処理量

焼却処理量計

資源化処理量 23,452トン

・ながの環境エネルギーセンター
収集・搬入量
直接焼却量
資源化残さ量

97,246トン
92,366トン
4,880トン

焼却灰等

中間処理後再生利用量
溶融不適物等（最終処分）

5,675トン
3,905トン

集団回収量

・集団回収量

ごみの総処理量

・行政回収量
・集団回収量

リサイクル率 27.2%

資源化量計／ごみ処理量計

(直接資源化量の種別・品目内訳)

種別	品目	市資源再生セ ンター	北信保健衛生 施設組合	合計
紙類	新聞・折込チラシ	1,348		1,348
	雑誌・その他古紙	1,954		1,954
	ダンボール	690		690
	紙パック	12		12
ビン類	無色透明	1,011	1	1,012
	茶系	700	1	701
	その他	493	1	494
	鉄プレス	248		248
金属類	アルミプレス	215		215
	鉄破砕物	990		990
	アルミ破砕物	105		105
	粗大鉄	36		36
	粗大アルミ・資源銅	3		3
ペットボトル		505	2	507
乾電池		95		95
プラスチック製容器包装		3,347		3,347
剪定枝葉		6,665		6,665
小型家電		120		120
廃食用油		3		3
蛍光灯		16		16
合計		18,556	5	18,561

(2) 長野市ごみ収集量等の推移 (平成22年度～令和元年度)

①収集量・搬入量の推移

年度	人口(人) (翌年4月1日現在)	世帯数(世帯) (翌年4月1日現在)	ごみ収集量・搬入量			集団回収 (B)	ごみ総量 (A+B)	家庭ごみ1人当たり		家庭ごみ1世帯当たり 1年当たり(kg)	家庭系		事業系 (外来)	家庭系割合 ((C+D)/A)(%)
			計 (A)	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物		1人当たり(g)	1年当たり(kg)		集積所・拠点 (C)	一時多量 (D)		
20	380,883	148,121	127,469	103,610	6,427	17,432	142,979	718	262	1,846	84,235	55	43,179	66.1
22	387,146	153,202	117,943	90,371	5,518	22,054	133,179	667	244	1,686	79,029	35	38,879	67.0
23	386,026	154,127	120,164	92,141	5,721	22,302	143,143	676	248	1,694	80,555	44	39,565	67.1
24	385,150	155,004	120,324	93,070	5,698	21,556	135,255	674	246	1,676	79,822	42	40,460	66.4
25	384,202	156,130	119,878	93,569	5,943	20,366	133,640	659	240	1,621	78,577	42	41,258	65.6
26	382,738	157,095	119,013	93,728	6,128	19,158	132,274	651	238	1,586	77,612	49	41,352	65.3
27	382,141	158,549	119,896	93,855	6,273	19,769	132,424	649	238	1,568	78,191	43	41,662	65.3
28	380,473	159,371	115,883	91,327	5,826	18,730	127,683	627	229	1,496	75,207	43	40,633	64.9
29	378,389	159,930	117,048	92,395	6,043	18,610	128,314	630	229	1,491	75,710	43	41,295	64.7
30	376,080	160,625	115,206	91,429	6,193	17,584	125,811	619	226	1,448	74,285	24	40,897	67.5
1	373,971	161,472	115,818	92,366	5,904	17,548	125,744	612	224	1,418	73,860	8	41,950	63.8

※1 平成20年度のごみ量には、平成22年1月1日に合併した信州新町・中条地区を含まない

・1人当たりは、(B+C+D)／人口、1世帯当たりは、(B+C+D)／世帯数

②処理量の推移

年度	焼却処理 ※1	埋立処理※2		資源化処理 ※3				焼却灰等の再 資源化		集団回収 での資源化	資源化 合 計	リサイクル 率(%)※5
		焼却灰等	溶融不適物等	計	紙類	ビン類	金属類	乾電池等※4	ペットボトル	容器・プラ	剪定枝葉	
20	106,489	13,598	2,031	18,949	9,202	2,910	2,433	124	702	3,578	—	24.1
22	93,059	11,593	1,677	23,207	8,411	2,670	2,084	115	634	3,727	5,566	28.9
23	94,766	11,678	1,866	23,532	8,270	2,673	2,066	137	593	3,681	6,113	28.5
24	95,539	11,292	1,943	22,842	8,040	2,757	1,989	143	561	3,618	5,735	27.9
25	96,291	9,031	1,964	21,622	7,154	2,654	2,000	123	523	3,584	5,583	28.4
26	96,658	10,744	2,038	20,317	6,271	2,526	1,928	135	490	3,490	5,476	25.8
27	96,608	10,722	2,126	21,162	5,761	2,651	2,063	200	479	3,485	6,523	25.9
28	94,116	10,394	1,795	19,972	5,136	2,540	1,889	208	494	3,399	6,306	25.3
29	95,170	9,764	1,988	19,891	4,728	2,360	2,000	201	464	3,365	6,773	25.3
30	95,698	5,411	732	18,776	4,341	2,259	1,909	212	503	3,357	6,195	25.7
1	97,246	0	3,905	18,561	4,004	2,207	1,597	234	507	3,347	6,665	27.2

・リサイクル率は、(資源化合計)／(A+B)

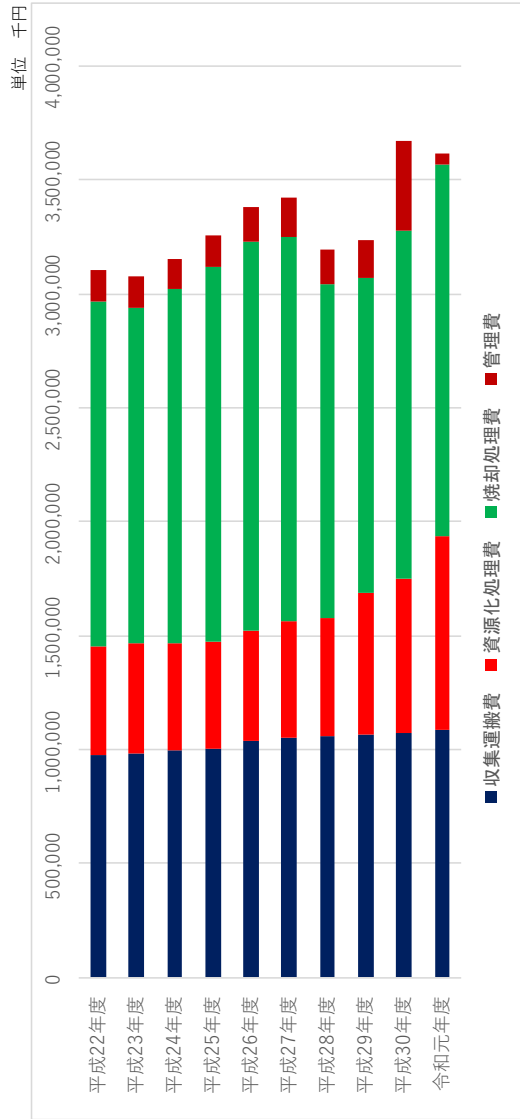
・容器・プラはプラスチック製容器包装

- ※1 ながの環境エネルギーセンター、市清掃センター焼却施設及び北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの焼却処理量の計
- ※2 溶融不適物等は平成30年度までは市資源再生センターで直接埋立していた不燃残渣の量 (北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む)
- ※3 北信保健衛生施設組合の資源化量を含む
- ※4 廃食用油、蛍光灯及び小型家電を含む (平成21年度から平成28年度まで生ごみ、小型家電は平成26年度から)
- ※5 平成25年度から資源化に焼却灰等の再資源化を含め、リサイクル率を算出

③ごみ処理費用の推移
環境省一般廃棄物会計基準に基づく原価計算結果
部門別経費

部門別ごみ処理経費	収集運搬費	構成比(%)	資源化処理費 (資源再生センター)	構成比(%)	焼却処理費 (なかの国研エネルギーセンター)	構成比(%)	管理費	構成比(%)	費用合計	構成比(%)
平成22年度	978,252	31.5	476,995	15.4	1,509,413	48.6	138,465	4.5	3,103,125	100
平成23年度	984,182	32.0	484,312	15.7	1,472,439	47.9	134,213	4.4	3,075,146	100
平成24年度	996,213	31.6	467,457	14.8	1,558,491	49.4	133,148	4.2	3,155,309	100
平成25年度	1,006,098	30.9	467,552	14.4	1,644,040	50.5	138,608	4.3	3,256,298	100
平成26年度	1,039,401	30.8	485,578	14.4	1,702,786	50.4	151,057	4.5	3,378,822	100
平成27年度	1,049,935	30.7	515,017	15.1	1,686,870	49.3	169,409	5.0	3,421,231	100
平成28年度	1,061,894	33.2	515,556	16.1	1,462,674	45.8	154,254	4.8	3,194,378	100
平成29年度	1,067,097	33.0	620,782	19.2	1,379,194	42.7	165,936	5.1	3,233,009	100
平成30年度	1,071,625	29.2	677,823	18.5	1,528,369	41.6	394,156	10.7	3,671,973	100
令和元年度	1,087,988	30.1	851,781	23.5	1,628,275	45.0	49,870	1.4	3,617,914	100

※最終処分費含む



品目別処理原価

単位 円/kg

品目	区分	R1	H30	比較	
可燃ごみ	1kg当たりの処理原価	23.37	24.32	△ 0.95	△3.91%
	直接搬入した場合の処理原価	17.15	18.16	△ 1.01	△5.56%
不燃ごみ	1kg当たりの処理原価	122.55	79.07	43.48	54.99%
	直接搬入した場合の処理原価	102.56	60.44	42.12	69.69%
アルミ缶	1kg当たりの処理原価	307.66	622.98	△ 315.32	△50.61%
	直接搬入した場合の処理原価	196.56	514.94	△ 318.38	△61.83%
スチール缶	1kg当たりの処理原価	185.55	360.07	△ 174.52	△48.47%
	直接搬入した場合の処理原価	108.14	285.10	△ 176.96	△62.07%
無色透明ビン	1kg当たりの処理原価	35.12	54.10	△ 18.98	△35.08%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.08	△ 18.90	△55.46%
茶色ビン	1kg当たりの処理原価	35.37	53.76	△ 18.39	△34.21%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.06	△ 18.88	△55.43%
その他ビン	1kg当たりの処理原価	34.76	55.18	△ 20.42	△37.01%
	直接搬入した場合の処理原価	15.18	34.71	△ 19.53	△56.27%
乾電池	1kg当たりの処理原価	55.45	91.66	△ 36.21	△39.50%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
ペットボトル	1kg当たりの処理原価	188.82	171.60	17.22	10.03%
	直接搬入した場合の処理原価	123.52	108.86	14.66	13.47%
プラスチック製容器包装	1kg当たりの処理原価	58.14	63.55	△ 5.41	△8.51%
	直接搬入した場合の処理原価	12.44	19.10	△ 6.66	△34.87%
雑誌・その他古紙	1kg当たりの処理原価	23.50	25.27	△ 1.77	△7.00%
	直接搬入した場合の処理原価	0.12	2.61	△ 2.49	△95.40%
紙パック	1kg当たりの処理原価	122.04	121.47	0.57	0.47%
	直接搬入した場合の処理原価	-	12.43	-	-
段ボール	1kg当たりの処理原価	18.45	19.93	△ 1.48	△7.43%
	直接搬入した場合の処理原価	0.09	2.06	△ 1.97	△95.63%
新聞・折り込みチラシ	1kg当たりの処理原価	11.19	12.15	△ 0.96	△7.90%
	直接搬入した場合の処理原価	0.06	1.27	△ 1.21	△95.28%
剪定枝葉等	1kg当たりの処理原価	20.30	22.70	△ 2.40	△10.57%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
廃食用油	1kg当たりの処理原価	21.13	38.53	△ 17.40	△45.16%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-
家庭用使用済小型家電	1kg当たりの処理原価	25.44	28.45	△ 3.01	△10.58%
	直接搬入した場合の処理原価	0.13	2.84	△ 2.71	△95.42%
家庭用使用済蛍光灯	1kg当たりの処理原価	420.34	392.03	28.31	7.22%
	直接搬入した場合の処理原価	-	-	-	-

④家庭ごみ処理手数料の推移及び使途

単位 千円

年度	歳入	生ごみ自家 処理機器 購入補助金	生ごみ 減量啓発 等	ごみ分別 等啓発・ 指導	資源 回収	不法投 棄対策	剪定枝葉 資源化 経費	剪定枝葉 等収集運 搬経費	指定袋流 通管理費 等	市民1人 当たり (円)	1世帯 当たり (円)
27	339,827	3,048	2,487	9,925	77,580	5,117	91,582	120,484	29,604	889	2,143
28	340,440	3,223	1,512	10,797	73,546	5,406	95,346	122,220	28,390	895	2,142
29	343,400	2,800	1,500	11,000	76,800	5,100	102,404	114,496	29,300	908	2,147
30	347,780	2,455	1,426	22,768	66,043	4,924	100,472	118,587	31,105	925	2,165
R1	374,016	1,971	2,167	28,504	62,545	5,173	108,584	127,349	37,723	1,000	2,316

※市民1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

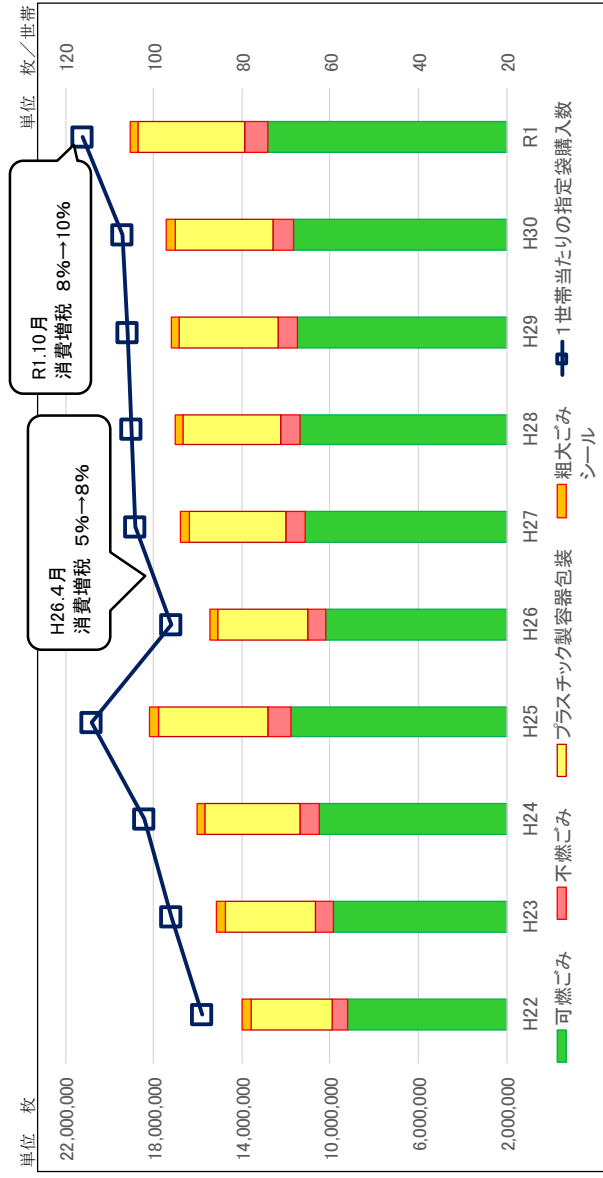
⑤家庭ごみ指定袋購入の推移（平成22年度～令和元年度）

指定袋・粗大ごみシール購入数の推移

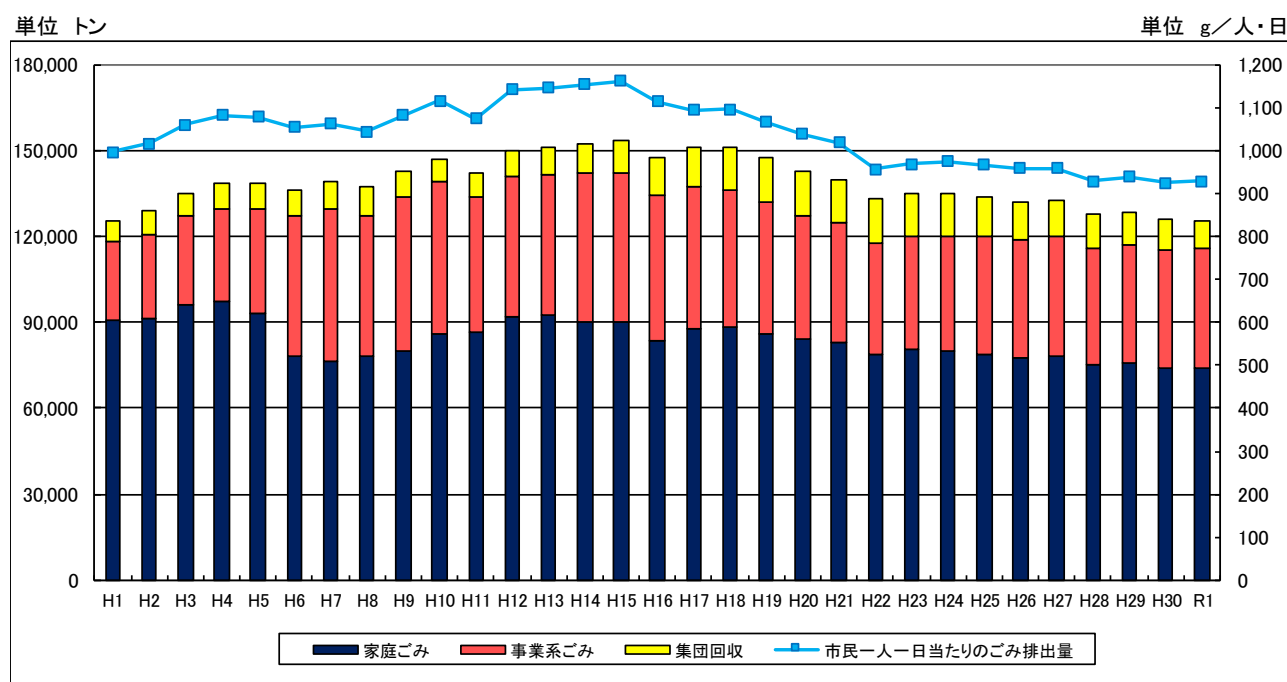
年度	人口 (翌年4月1日現在)	世帯数 (翌年4月1日現在)	可燃ごみ					不燃ごみ			プラスチック製容器包装			計	粗大ごみ シール
			大 (30L)		小 (20L)		特小 (10L)	大 (30L)		小 (20L)		計			
			特大 (40L)	特大 (30L)	特大 (20L)	特大 (10L)	特大 (30L)	特大 (20L)							
22	387,146	153,202	413,330	5,980,800	2,326,130	468,130	9,188,390	538,330	184,040	722,370	3,314,380	346,000	3,660,380	405,985	
23	386,026	154,127	456,930	6,353,120	2,539,860	517,000	9,866,910	609,570	181,090	790,660	3,690,810	404,390	4,095,200	402,510	
24	385,150	155,004	492,820	6,564,880	2,843,090	585,010	10,485,800	647,200	208,540	855,740	3,850,570	471,560	4,322,130	393,137	
25	384,202	156,130	540,680	7,274,560	3,249,240	721,290	11,785,770	793,220	237,530	1,030,750	4,354,370	581,660	4,936,030	405,875	
26	382,738	157,095	494,210	6,222,740	2,863,230	609,640	10,189,820	651,350	193,090	844,440	3,531,010	512,380	4,043,390	376,026	
27	382,141	158,549	561,270	6,674,630	3,193,550	705,670	11,135,120	694,330	197,690	892,020	3,786,830	586,410	4,373,240	380,085	
28	380,473	159,371	584,420	6,675,510	3,333,000	768,180	11,361,110	664,020	218,010	882,030	3,787,030	654,810	4,441,840	354,102	
29	378,389	159,930	621,280	6,691,100	3,382,220	785,410	11,480,010	667,700	214,390	882,090	3,764,510	703,790	4,468,300	357,627	
30	376,080	160,625	661,030	6,716,520	3,470,030	822,020	11,669,600	672,280	217,350	889,630	3,739,880	742,370	4,482,250	361,804	
1	373,971	161,472	763,760	7,103,050	4,029,410	923,630	12,819,850	791,760	260,380	1,052,140	4,013,430	824,070	4,837,500	376,082	

21 手数料納付済シール購入数の推移 (単位 枚)

年度	手数料納付済シール			計
	大 (30L)	小 (20L)		
22	1,624,744	149,028		1,773,772
23	761,925	51,816		813,741
24	478,003	32,872		510,875
25	395,270	20,568		415,838
26	233,548	12,354		245,902
27	199,910	11,238		211,148
28	129,370	6,505		135,875
29	120,230	4,970		125,200
30	104,107	5,583		109,690
1	81,607	4,894		86,501

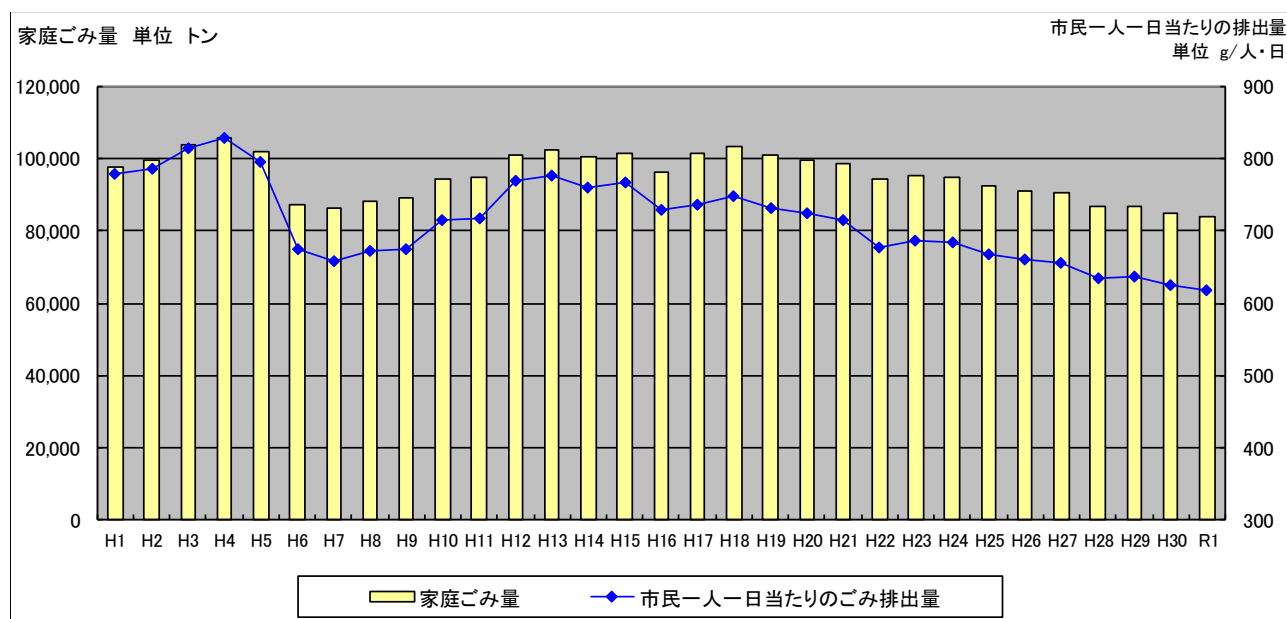


⑥ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

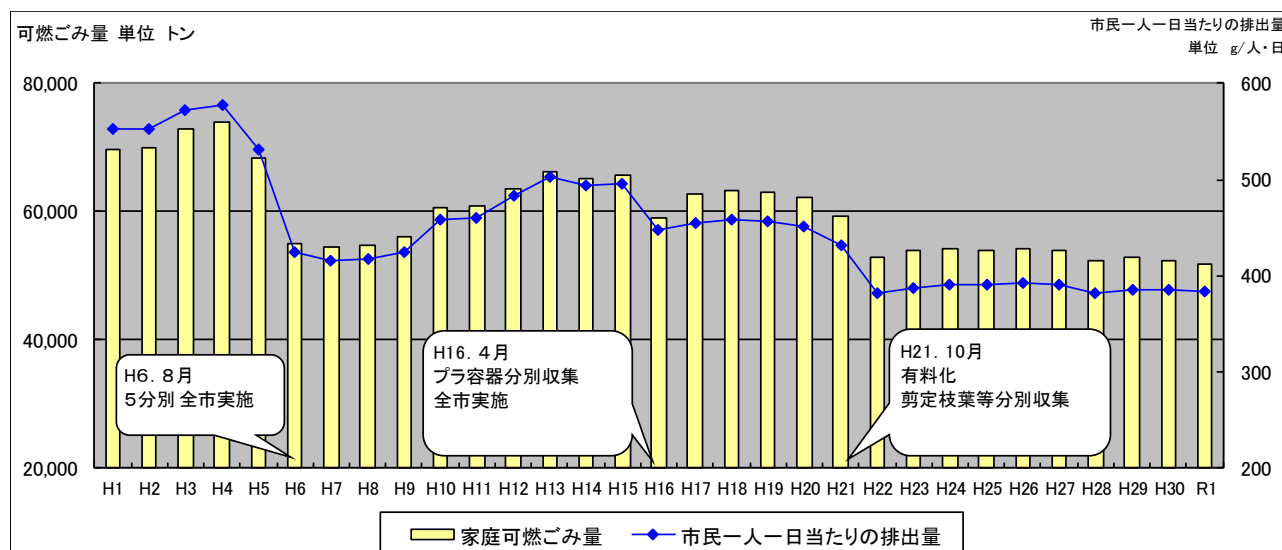
⑦家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※資源回収量含む

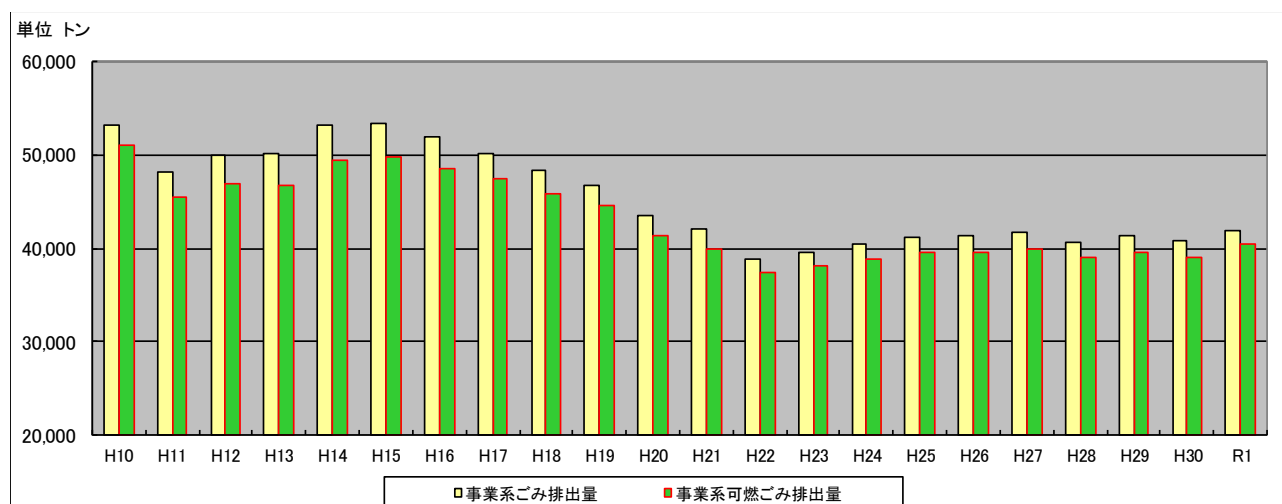
※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

⑧家庭系可燃ごみ排出量と一人一日当たり排出量の推移

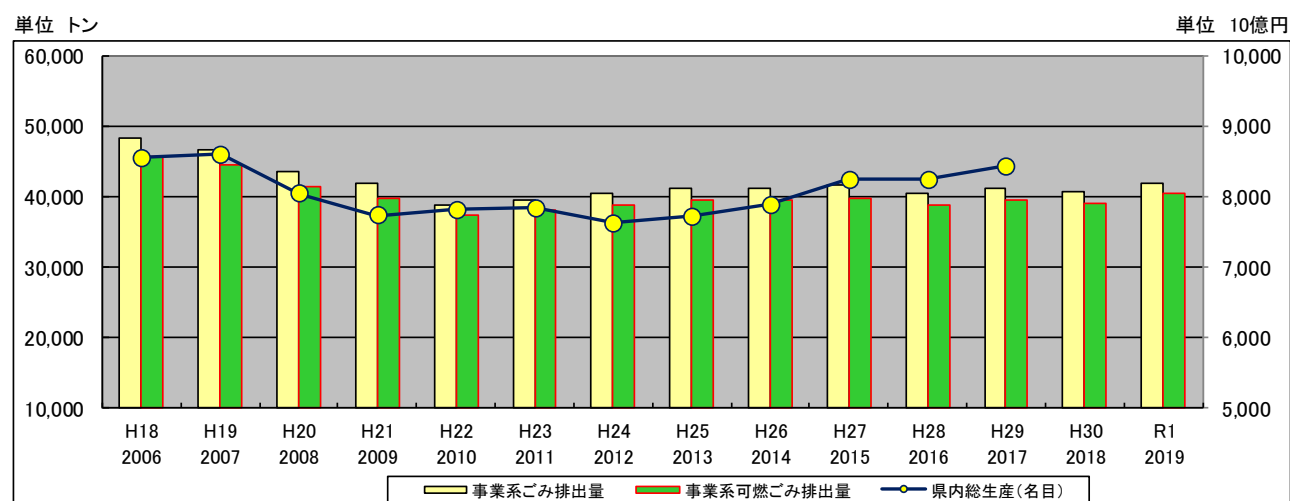


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

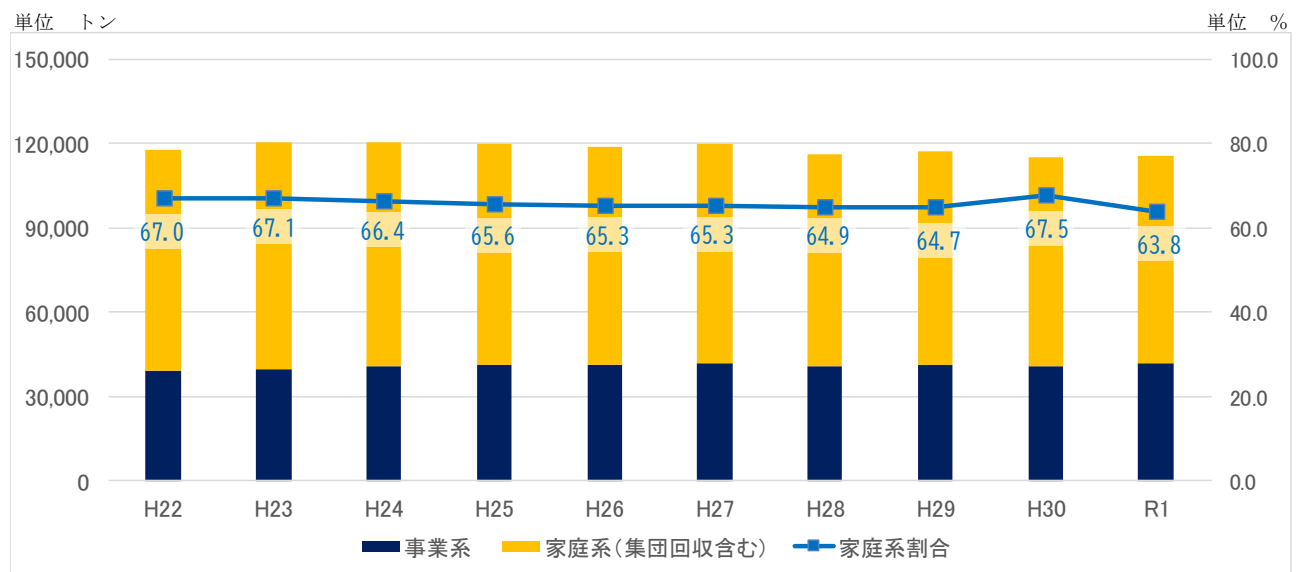
⑨事業系ごみ排出量の推移



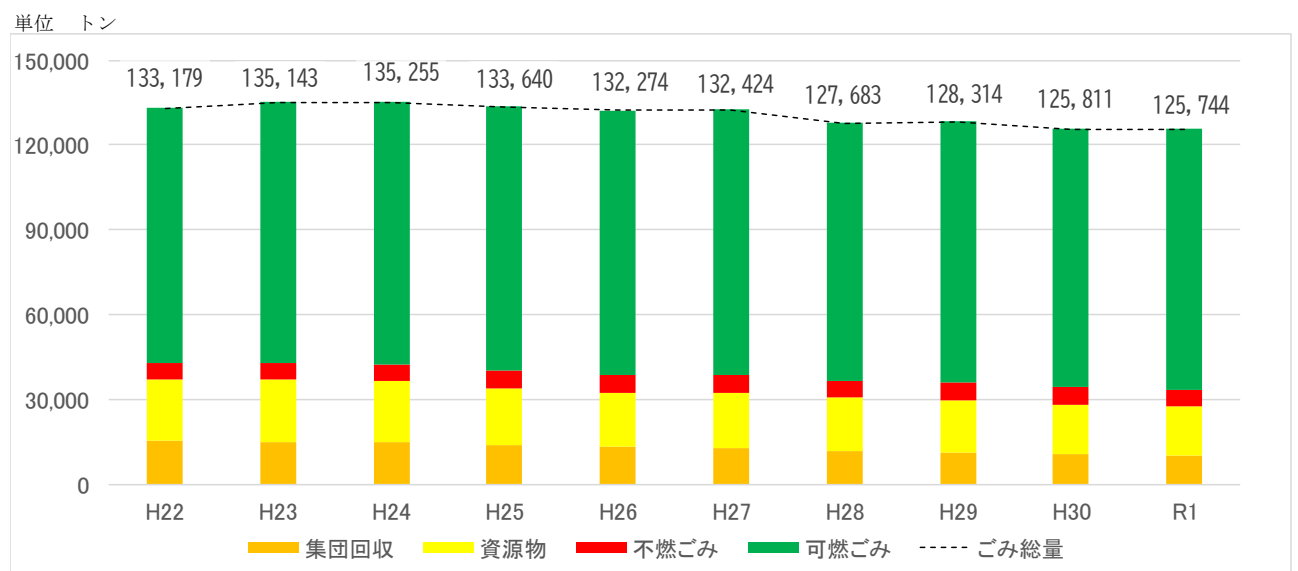
⑩事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）との関連（参考）



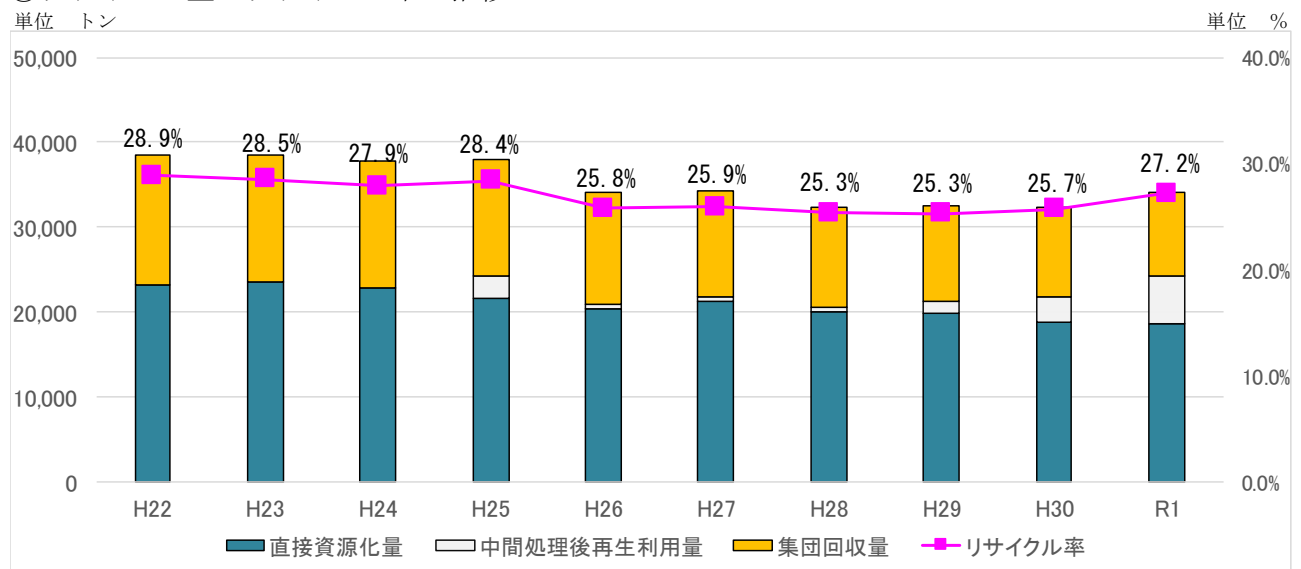
⑪家庭ごみ・事業系ごみ量と割合の推移



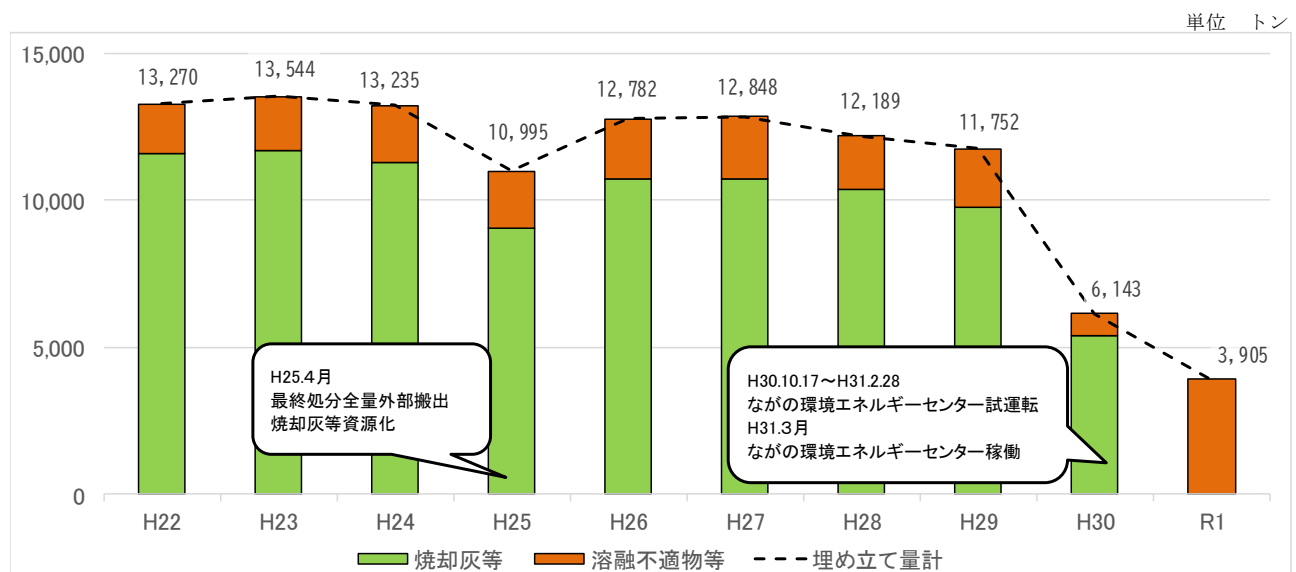
⑫品目別ごみ処理量の推移



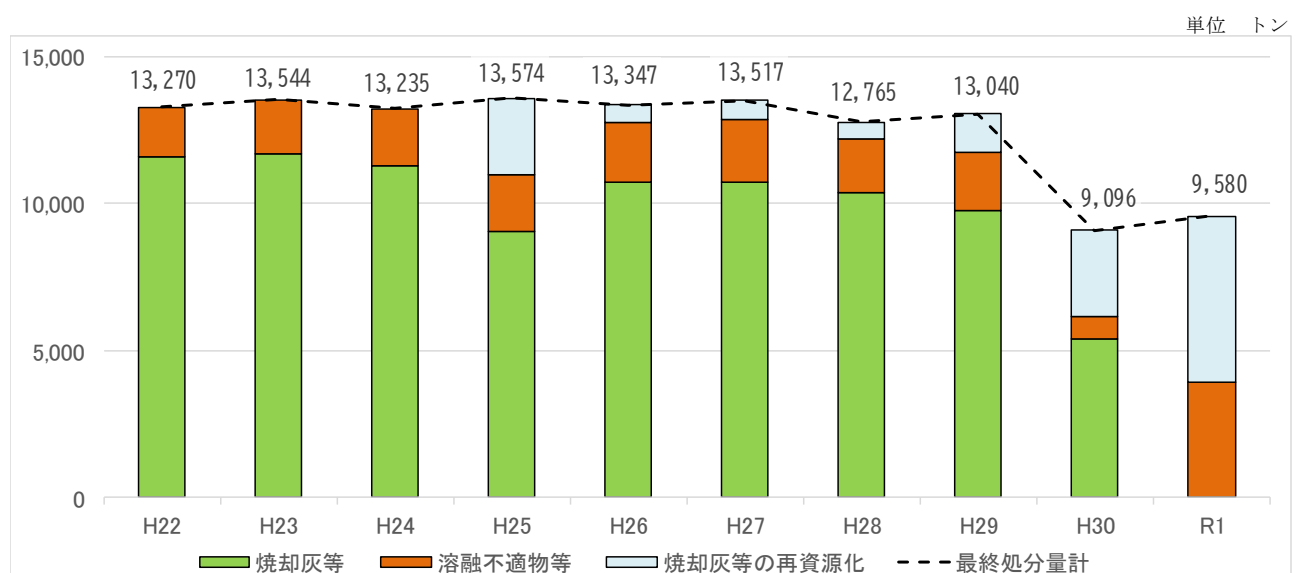
⑬リサイクル量とリサイクル率の推移



⑭最終処分量の推移



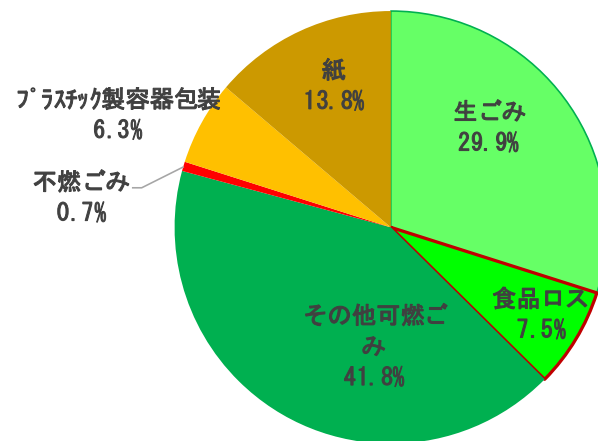
⑭最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移



⑩家庭ごみ指定袋の中身（組成）

家庭系可燃ごみの組成

項目	H29	H30	R01	H29～R01平均	単位 グラム 割合
	重量	重量	重量	重量	
生ごみ	36,531	32,657	33,784	34,324	29.9%
食品ロス	9,453	10,495	5,867	8,605	7.5%
その他可燃ごみ	51,080	43,431	49,426	47,979	41.8%
不燃ごみ	2,256	276	39	857	0.7%
プラスチック製容器包装	5,568	9,985	5,976	7,176	6.3%
紙	9,700	21,662	16,142	15,835	13.8%
計	114,588	118,506	111,234	114,776	100.0%

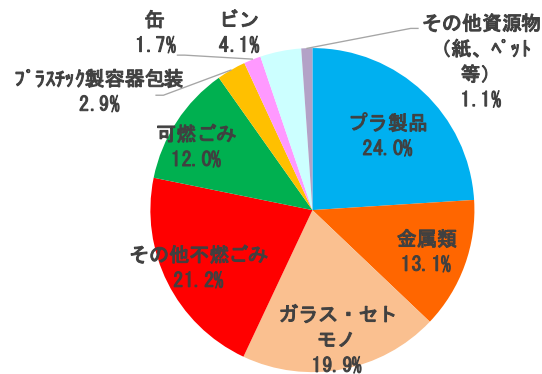


可燃ごみの指定袋の中にあった食品ロス



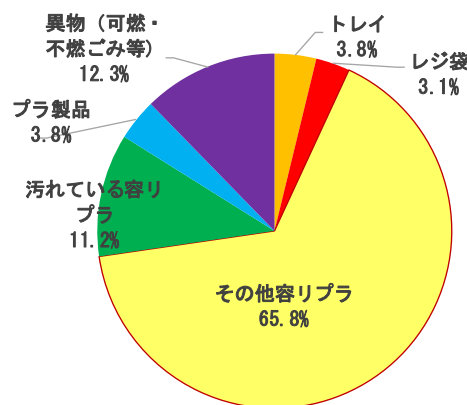
家庭系不燃ごみの組成

	H29	H30	R01	H29～R01平均	単位 グラム
項目	割合	重量	重量	重量	割合
プラ製品	33,141	24,655	34,558	30,785	24.0%
金属類	16,457	25,498	8,528	16,828	13.1%
ガラス・セトモノ	17,258	20,621	38,548	25,476	19.9%
その他不燃ごみ	18,878	30,381	32,206	27,155	21.2%
可燃ごみ	18,326	11,226	16,407	15,320	12.0%
プラスチック製容器包装	5,140	3,608	2,453	3,734	2.9%
缶	1,813	1,650	2,979	2,147	1.7%
ビン	2,586	7,897	5,119	5,201	4.1%
その他資源物（紙、ペット等）	2,150	1,478	598	1,409	1.1%
計	115,749	127,014	141,396	128,053	100.0%



家庭系プラスチック製容器包装の組成

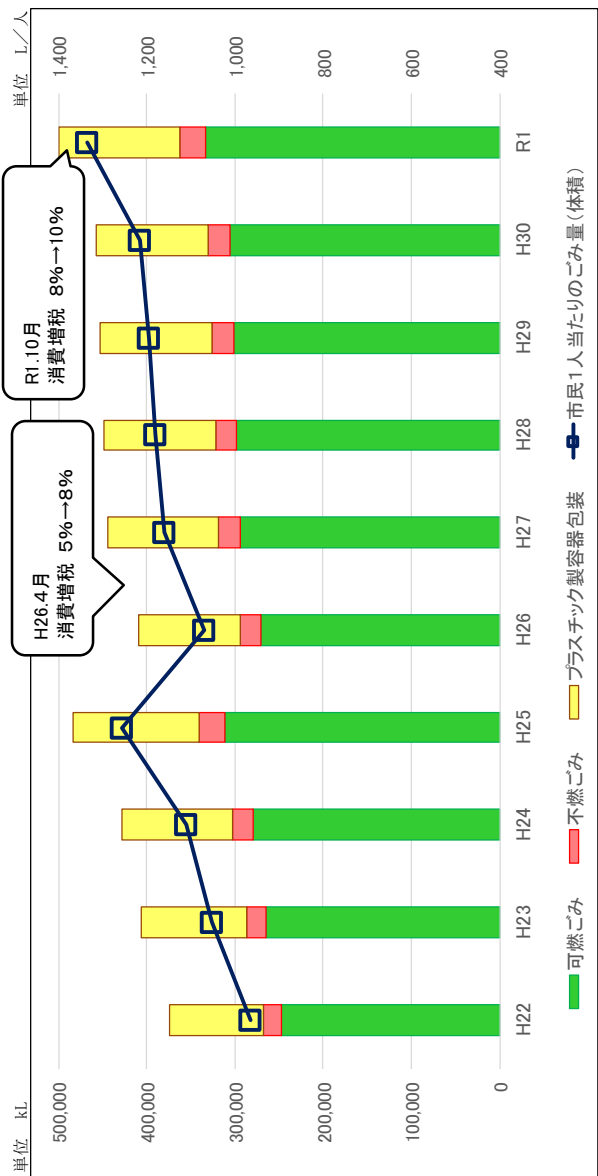
	H29	H30	R01	H29～R01平均	単位 グラム
項目	割合	重量	重量	重量	割合
トレイ	582	1,205	1,536	1,108	3.8%
レジ袋	417	1,117	1,235	923	3.1%
その他容リプラ	18,119	20,635	19,460	19,405	65.8%
汚れている容リプラ	2,694	3,775	3,384	3,284	11.2%
プラ製品	815	1,004	1,507	1,109	3.8%
異物（可燃・不燃ごみ等）	2,801	5,295	2,744	3,613	12.3%
計	25,428	33,031	29,866	29,442	100.0%



⑪指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移（平成22年度～令和元年度）

年度	人口 (翌年4月1日現在)	世帯数 (翌年4月1日現在)	可燃ごみ					不燃ごみ			プラスチック製容器包装			合計	(単位 L)
			特大 (40L)	大 (30L)	小 (20L)	特小 (10L)	計	大 (30L)	小 (20L)	計	大 (30L)	小 (20L)	計		
22	387,146	153,202	16,533,200	179,424,000	46,522,600	4,681,300	247,161,100	16,149,900	3,680,800	19,830,700	99,431,400	6,920,000	106,351,400	373,343,200	
23	386,026	154,127	18,277,200	190,593,600	50,797,200	5,170,000	264,838,000	18,287,100	3,621,800	21,908,900	110,724,300	8,087,800	118,812,100	405,559,000	
24	385,150	155,004	19,712,800	196,946,400	56,861,800	5,850,100	279,371,100	19,416,000	4,170,800	23,586,800	115,517,100	9,431,200	124,948,300	427,906,200	
25	384,202	156,130	21,627,200	218,236,800	64,984,800	7,212,900	312,061,700	23,796,600	4,750,600	28,547,200	130,631,100	11,633,200	142,264,300	482,873,200	
26	382,738	157,095	19,768,400	186,682,200	57,264,600	6,096,400	269,811,600	19,540,500	3,861,800	23,402,300	105,930,300	10,247,600	116,177,900	409,391,800	
27	382,141	158,549	22,450,800	200,238,900	63,871,000	7,056,700	293,617,400	20,829,900	3,953,800	24,783,700	113,604,900	11,728,200	125,333,100	443,734,200	
28	380,473	159,371	23,376,800	200,265,300	66,660,000	7,681,800	297,983,900	19,920,600	4,360,200	24,280,800	113,610,900	13,096,200	126,707,100	448,971,800	
29	378,389	159,930	24,851,200	200,733,000	67,644,400	7,854,100	301,082,700	20,031,000	4,287,800	24,318,800	112,935,300	14,075,800	127,011,100	452,412,600	
30	376,080	160,625	26,441,200	201,495,600	69,400,600	8,220,200	305,557,600	20,168,400	4,347,000	24,515,400	112,196,400	14,847,400	127,043,800	457,116,800	
1	373,971	161,472	30,550,400	213,091,500	80,588,200	9,236,300	333,466,400	23,752,800	5,207,600	28,960,400	120,402,900	16,481,400	136,884,300	499,311,100	

※手数料納付済シールの購入数は算入していない。



5 長野市一般廃棄物処理基本計画における数値目標及び実績

(1) 平成29年度～令和3年度(2021)の5年間の数値目標

平成29年2月に策定、4月に施行した新たな長野市一般廃棄物処理基本計画では、施策を着実に実行し、その効果を評価するために、平成27年度の数値を基準として、目標年次である令和3年度(2021年度)における次の数値目標3項目を設定しました。

①ごみの総排出量

②事業系可燃ごみ排出量

③家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

具体的な数値目標に係る推移は以下のとおりです。

①ごみの総排出量

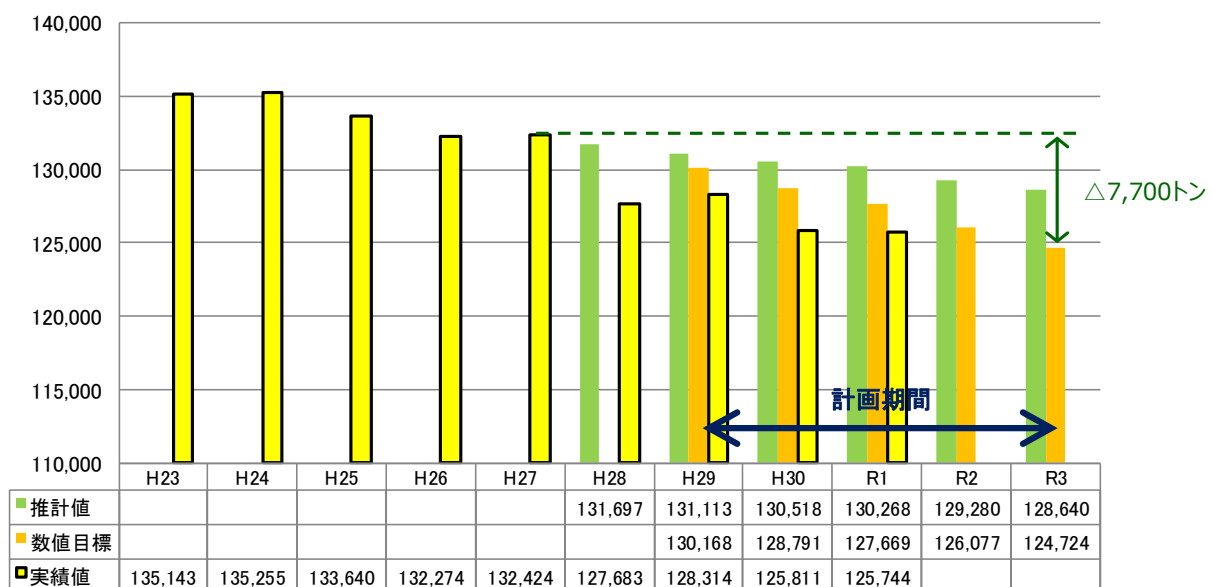
ごみの総排出量の数値目標は、平成27年度比7,700トン減（5.8%減）の124,724トンとします。第五次長野市総合計画で目標値としている市民一人一日当たりのごみ総排出量で換算すると、平成27年度比26グラム減の935グラムとなります。

令和元年度ごみの総排出量の達成状況は、数値目標より1,925トン少ない排出量となり、数値目標を達成しました。

なお、長野市総合計画で定める市民一人一日当たりのごみ総排出量は、数値目標より16グラム少ない排出量となり、数値目標を達成しました。

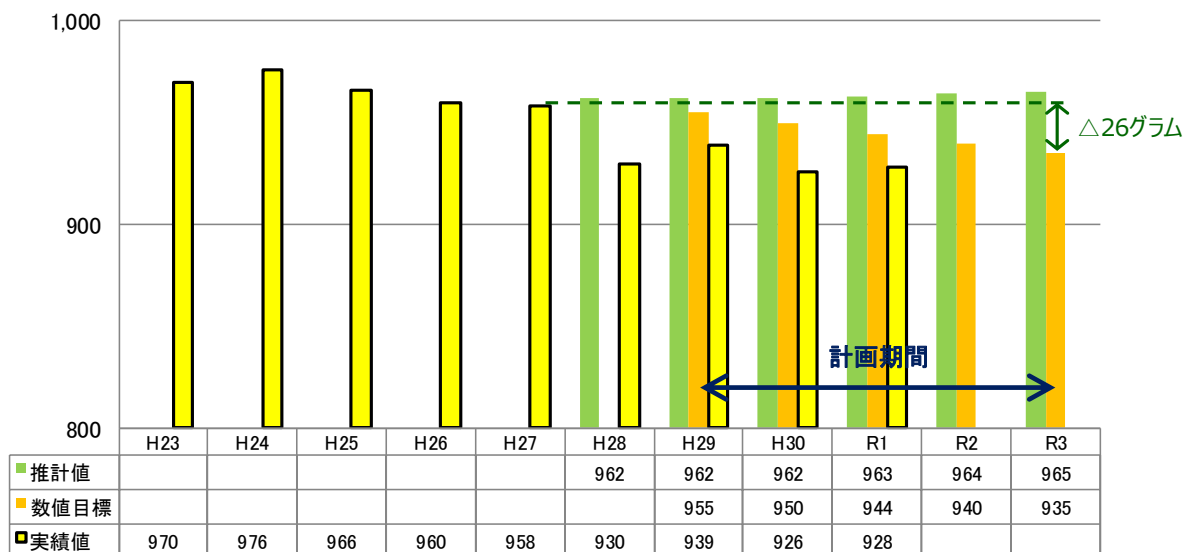
ごみの総排出量

単位：トン



市民一人一日当たりのごみ総排出量

単位：グラム



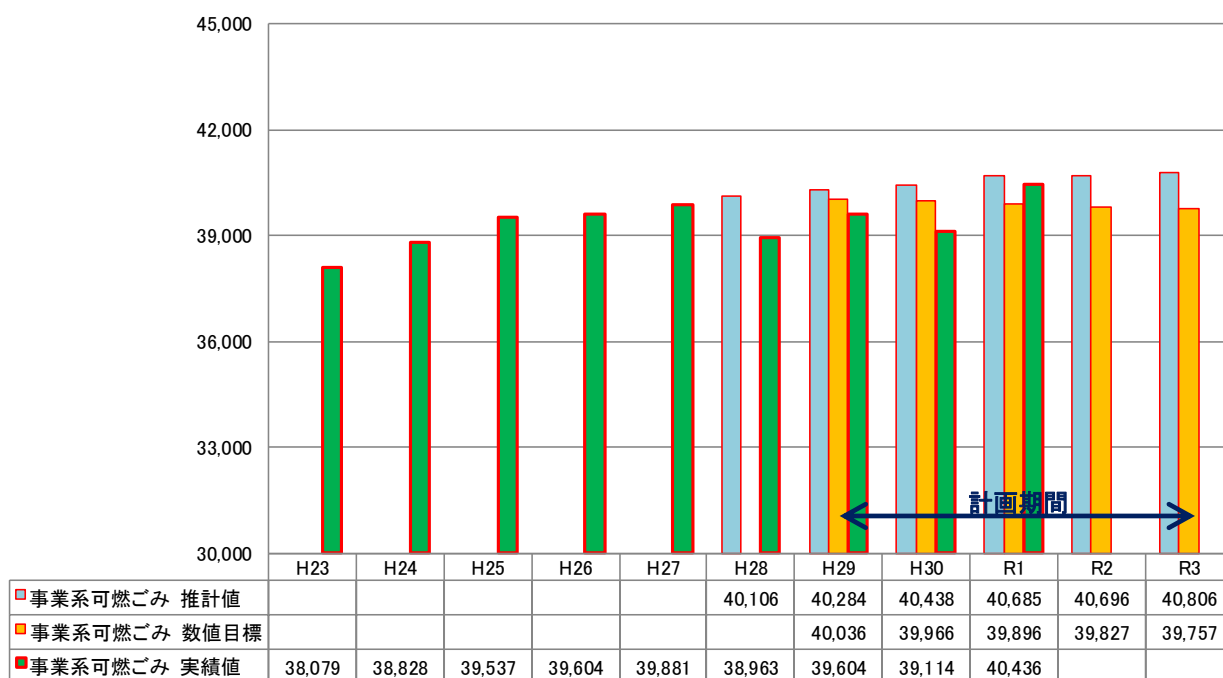
②事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの数値目標は、平成27年度比124トン減(0.3%減)の39,757トンとします。目標年次の推計値は40,806トンのため、1,049トンの減量を目指すこととし、経済成長と環境負荷の低減との両立を図るものとします。

なお、長野市第五次総合計画では、事業系ごみ量全体(可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物)の数値目標を定めており、平成27年度比124トン減(0.3%減)の41,538トンとしています。

令和元年度事業系可燃ごみの達成状況は、数値目標より789トン多い40,436トンとなりました。これは、令和元年東日本台風により被災した事業所が片付けごみを排出したことによるものと考えられます。

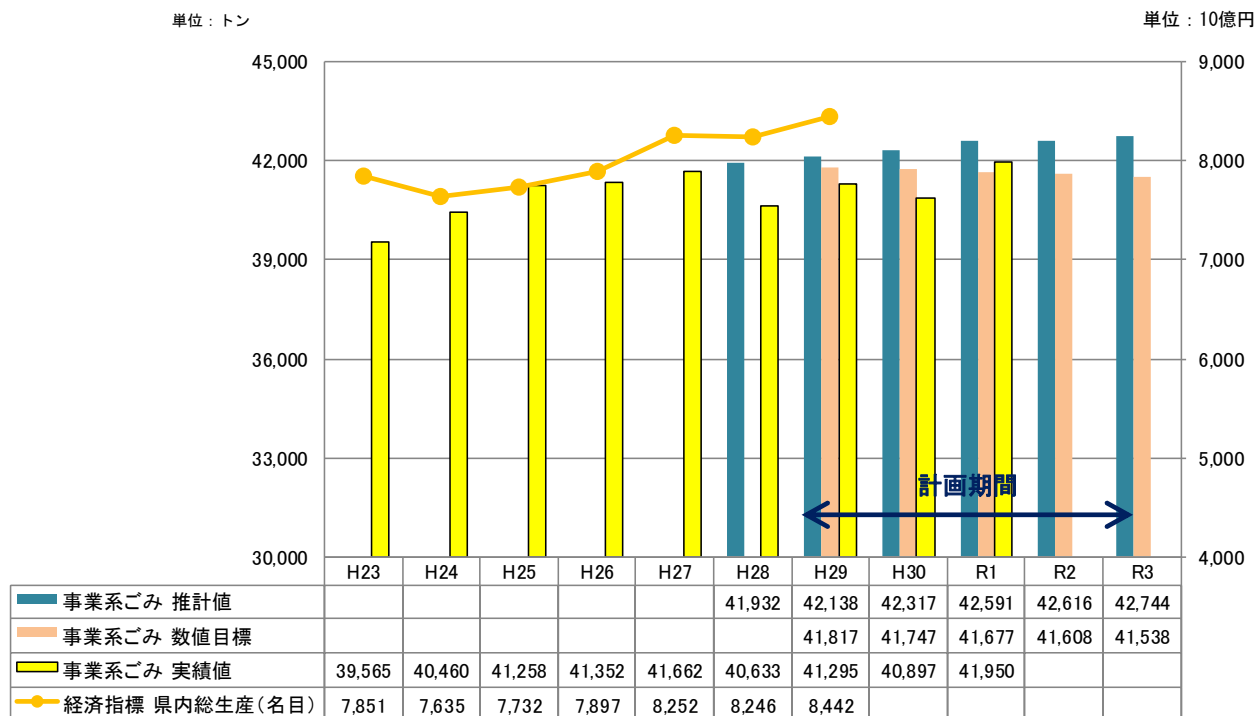
単位：トン



事業系ごみ量

令和元年度事業系ごみ量は、41,950トンとなり、数値目標は達成しませんでした。

なお、経済指標（県内総生産(名目)）とのデカップリングの状況は、次のグラフのとおりであり、引き続き捉えていく必要があります。



③家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

家庭ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの市民一人一日当たりの排出量を、平成27年度比17グラム減の411グラムとします。

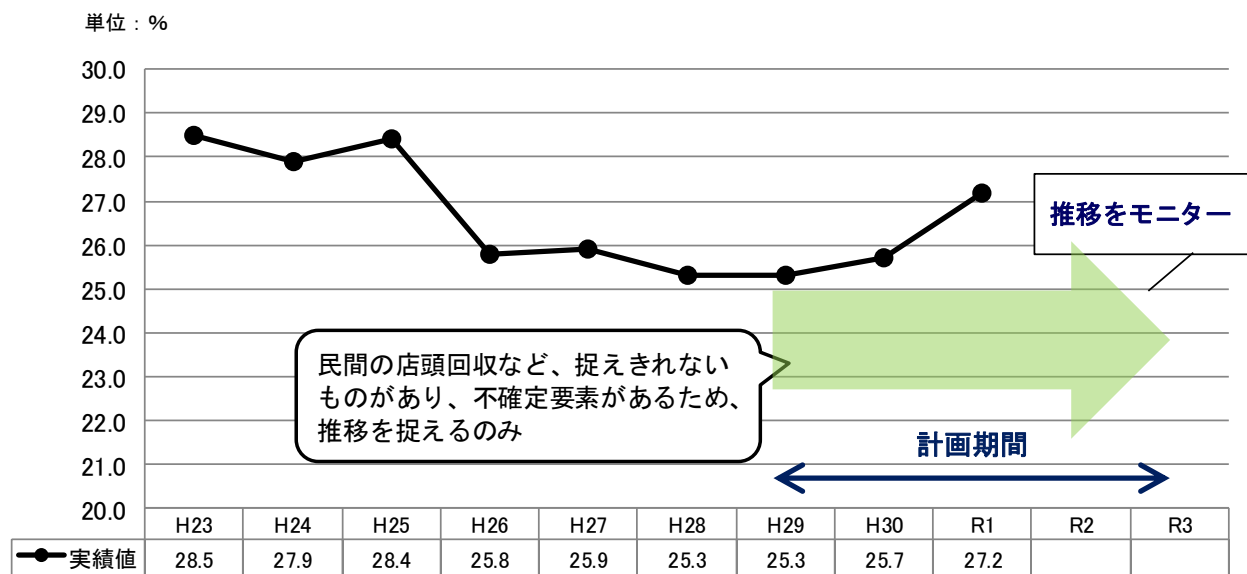
令和元年度家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量の達成状況は、数値目標と同値となり、達成しました。

単位：グラム



④リサイクル率（参考指標）

数値目標を補足する観点から、参考指標として、リサイクル率の推移を捉えます。



※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

※平成25年度以降のリサイクル率には、焼却灰等の再資源化量を含む

6 ごみ減量化への取り組み

(1) 家庭ごみの対策

①指定袋制及びごみ処理手数料有料制度

(ア) 豊野地区以外の地域

平成4年(1992年)11月	5分別収集モデル実施に併せて指定袋配布(モデル地区順次拡大)
平成6年(1994年)8月	5分別収集全市実施に併せて指定袋無料配布(可燃120枚・不燃24枚)
平成8年(1996年)11月	指定袋実費負担制度(購入チケット制)・超過分有料制度導入 (可燃・不燃合せて160枚/年まで購入可、 161枚以上200枚までは手数料徴収)
平成16年(2004年)4月	プラ容器分別収集全市実施に合せ、購入可能枚数200枚に変更
平成21年(2009年)10月	単純従量制有料制度(手数料上乗せの指定袋販売)導入に併せ、 購入チケット制を廃止

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装についてはそれぞれ市が指定した半透明の指定袋により排出します。

平成6年(1994年)8月から各世帯へ1か月当たり可燃用10枚、不燃用2枚の割合で一律無料配布しましたが、より一層の減量と分別を図るため、また公平な負担を目的に平成8年(1996年)11月から指定袋の実費負担制度(販売店購入方式・超過分有料化)を導入しました(袋の種類・デザイン等変更)。市から配布される購入チケットと引き換えに約500店舗の小売店で購入(袋代のみ)し、購入できる枚数は年間200枚までとなりました(平成15年度(2003年度)までは年間160枚、平成16年度(2004年度)からプラスチック製容器包装の分別開始とともに、プラ容器用指定袋の販売も始まり、購入チケットの配付枚数を増)。足りない場合は市の窓口で追加40枚(1枚30円。ごみ処理手数料として)まで購入できましたが、さらに不足する場合は直接清掃センターへの持ち込みとしました(有料)。

平成21年(2009年)10月から、より一層のごみの減量、分別の徹底、公平な負担を目的に、可燃ごみ・不燃ごみの指定袋1枚目から手数料を負担いただく単純従量制有料制度を導入し、併せて購入チケット制及び枚数制限(平成21年度(2009年度)は4～9月の間で100枚)を廃止するとともに、袋の大きさと種類を追加、デザインも変更しました。資源物については従来どおり無料、プラスチック製容器包装についても、資源物として従来どおり袋の実費分のみで購入することができます。

袋に入らない粗大ごみは、平成21年(2009年)9月までチケットと同時に無料で配付された年間20枚(平成12年度(2000年度)まで24枚、平成21年度(2009年度)は4月～9月の間で10枚)の「粗大ごみシール」を貼付し、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の日に集積所に出すことができましたが、平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理手数料の有料化により、可燃、不燃の粗大ごみについては、指定袋販売店で「粗大ごみシール」を購入(1枚40円)する方法に変更しました。袋に入らないプラ容器は有料の「粗大ごみシール」を貼らずに出すことができます。

平成17年(2005年)1月に合併した戸隠・鬼無里・大岡地区については平成17年(2005年)4月から、平成22年(2010年)1月に合併した信州新町・中条地区については合併期日から、旧長野市地域と同様の指定袋制を実施しています。

【平成21年(2009年) 9月まで】

種 類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレン	(大) 730×500×0.03 (30 ^{リットル})	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(小) 520×450×0.025 (20 ^{リットル})	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30 ^{リットル})	黄色	

* 指定袋には6か国語（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語）で種別などを標記

【平成21年(2009年)10月から】 *デザイン変更・容量追加

種 類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレンベース	(特大) 730×650×0.03 (40 ^{リットル}) (大) 730×500×0.03 (30 ^{リットル}) (小) 520×450×0.025 (20 ^{リットル}) (特小) 440×380×0.025 (10 ^{リットル})	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(大) 730×500×0.03 (30 ^{リットル}) (小) 520×450×0.025 (20 ^{リットル})	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋		(大) 730×500×0.025 (30 ^{リットル}) (小) 520×450×0.025 (20 ^{リットル})	黄色	

* 指定袋には6か国語（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語）で種別などを標記

(イ) 豊野地区

合併以前の平成3年(1992年)9月から、可燃ごみ、埋立ごみ、金属ごみについては、それぞれ北信保健衛生施設組合が指定した透明及び半透明の指定袋（販売店購入方式・袋実費のみ）により排出していました。平成17年(2005年)1月の合併後も北信保健衛生施設組合処理施設で処理を継続するため、旧長野地域の分別区分と異なり、基本的に合併前の分別区分を踏襲することとしたことにより、指定袋は従来の組合指定、購入チケットは不要で購入することができました。

平成18年(2006年)4月に豊野地区で新たに分別を開始したプラスチック製容器包装については、市が指定した豊野地区専用の指定袋を使用して排出することとしました。

平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理有料制度導入を契機に、市民の公平性を保つため、分別区分及び指定袋について全市統一され、現在に至っています。

【平成21年(2009年)9月まで】 →H21.10以降は、前述(ア)豊野地区以外の地域と同じ

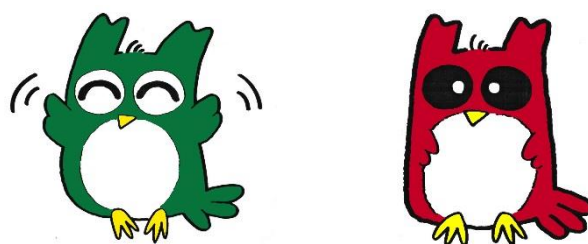
種 類	材 質	実質収容サイズ(ミリ)・容量	印刷	その他
可燃ごみ指定袋	高密度ポリエチレン	730×500×0.035 (30 $\frac{9}{16}$ ℓ) 520×450×0.035 (20 $\frac{9}{16}$ ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
プラスチック製 容器包装指定袋	高密度ポリエチレン ベース	730×500×0.025 (30 $\frac{9}{16}$ ℓ)	橙色	
埋立ごみ指定袋	低密度ポリエチレン	520×450×0.035 (20 $\frac{9}{16}$ ℓ)	青色	
金属ごみ指定袋	低密度ポリエチレン	730×500×0.035 (30 $\frac{9}{16}$ ℓ)	赤色	

※プラスチック製容器包装指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

(ウ) ごみ処理手数料減免用可燃ごみ指定袋配布件数

平成21年(2009年)10月の有料化制度導入に伴う減免制度として、乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用世帯、生活保護受給等世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を交付しています。

年度	対象乳幼児 (人)	高齢者おむつ等 (人)	生活保護受給等世帯 (生活支援課より) (世帯)
27	3,701	2,670	2,143
28	3,554	2,679	2,154
29	3,404	2,739	2,157
30	3,203	2,827	2,219
元	3,108	2,946	2,232



指定袋PRキャラクター「していフクロウ」

家庭ごみ処理有料化制度の3つの目的

コスト意識を持っていただき

ごみの減量を

ごみは有料 でも資源は無料

分別の徹底へ

ごみ減量に努力する人 しない人

排出量に応じ
公平な負担

有料化制度の変更点

 有料化対象

平成21年9月まで

チケット	可燃ごみ		黄色 チケット
	不燃ごみ		赤色 チケット
	プラスチック製容器包装		赤色 チケット

袋の 種類	大きさ	可燃ごみ	20ℓ	30ℓ	
		不燃ごみ	20ℓ	30ℓ	
		プラスチック製容器包装		30ℓ	

袋の販売価格・購入限度	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装
			
黄色チケット	200枚まで		
	袋の実費価格		
赤色チケット	201～240枚まで		
	ごみ処理手数料 袋の実費価格		

●240枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。

粗大ごみシール	
	年間 20枚無料配付

●20枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。

従来の指定袋 (可燃・不燃ごみ)		
---------------------	---	---

チケットを
廃止

袋の大きさを
追加(■)
可燃・不燃
デザイン変更

可燃ごみ
不燃ごみ
のごみ処理手数料
有料化

無料配付を
廃止

無駄に
なりません

平成21年10月以降

可燃ごみ		黄色 チケット
不燃ごみ		赤色 チケット
プラスチック製容器包装		赤色 チケット

可燃ごみ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ
不燃ごみ		20ℓ	30ℓ	
プラスチック製容器包装		20ℓ	30ℓ	

可燃ごみ、不燃ごみ
1袋目から
ごみ処理手数料(1ℓ当たり1円)
10ℓ袋 10円
20ℓ袋 20円
30ℓ袋 30円
40ℓ袋 40円
袋の実費価格
プラスチック製容器包装
1袋目から
袋の実費価格
従来どおり

●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

1枚目から

ごみ処理手数料(40円)

●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

ごみ処理手数料相当額のシールを購入し、旧指定袋に貼る (可燃・不燃共通)




●購入枚数についての制限はなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

②分別区分

(ア) 豊野地区以外の地域 8分別16種別（平成21年(2009年)10月1日から全市統一）

平成6年(1994年)8月から可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶の5分別実施。平成8年(1996年)11月から容器包装リサイクル法（平成9年(1997年)4月一部施行）に先駆け、ペットボトルの分別を実施。平成16年(2004年)4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施。平成21年(2009年)10月から剪定枝葉の分別収集を実施し、現在の8分別となっています。

特に、紙は4種別（①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌・その他の古紙）に分けて排出（平成11年(1999年)4月から平成16年(2004年)3月までは新聞とチラシを分別し5種に分けていた）、ビンは3種別（①無色透明、②茶色、③その他の色）に分けて排出するなど細分別を求めています。その他に乾電池と家庭灰、平成19年(2007年)4月から割れていない家庭用使用済蛍光灯を分別しているため、実質16種別となっています。

平成17年(2005年)1月合併の豊野地区を除く戸隠・鬼無里・大岡地区についても平成17年(2005年)4月から（平成21年(2009年)10月家庭ごみ処理手数料有料化に併せ豊野地区についても同月から）、また、平成22年(2010年)1月合併の信州新町・中条地区についても合併期日から旧長野市地域と同様の分別を実施しています。

なお、平成31年(2019年)3月にながの環境エネルギーセンターが供用開始になったことに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

(イ) 豊野地区 8分別17種別（平成21年(2009年)9月30日まで）

平成17年(2005年)1月合併時は、可燃ごみ、埋立ごみ、金属ごみ、紙類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみの7分別を実施。平成17年(2005年)4月に金属ごみ、粗大ごみの区分を一部変更し、平成18年(2006年)4月からプラスチック製容器包装の分別収集開始により、8分別実施。

特に、紙は4種別（①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌その他の古紙）に分けて排出、ビンは5種別（①透明・白、②茶色、③その他の色、④化粧ビン、⑤割れたビン）に分けて排出するなどの細分別を行ってきました。また、有害ごみ、割れていない家庭用使用済蛍光灯を分別しているため、実質17種別となっていました。

平成21年(2009年)10月1日から、家庭ごみ処理手数料有料化に併せ、分別区分は全市統一（8分別16種別）されました。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合を離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみの受入施設が全市統一化となりました。これに伴い、家庭灰及び乾電池の排出方法を豊野支所での拠点回収からステーション方式に変更しました。

③外国人対応

市内で生活している外国人、転入した外国人の方々に長野市のごみのルールを理解してもらうためにカレンダー等の6か国語訳（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語）を行い、地区役員、国際交流団体、市の窓口を通じて必要な方へ配付しています。また、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の指定袋にも必要事項を6か国語で表記しています。

そのほか、留学生や外国籍の市民を対象に、ごみの分別などについて説明会を開催しています。

④資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」（平成7年(1995年)8月から）

定期収集以外に紙（新聞・折込ちらし、ダンボール、雑誌・その他古紙）、缶、ビン、ペットボトル等の排出機会を増やすために、スーパーマーケット協会の協力をいただき、毎週日曜日にスーパーマーケット等20か所のうち、週ごとに定められた会場において駐車場に収集車両を置き、これらの資源物の回収をしています（ペットボトルは平成8年(1996年)11月から、ダンボールを除く紙は平成16年(2004年)4月から、ダンボールは平成21年(2009年)4月から）。

また、廃食用油は、平成14年(2002年)8月から市役所会場のみで試験的に回収を始め、平成16年(2004年)4月から会場を増やして実施しています。また、蛍光灯は、平成16年(2004年)4月から回収しています。

平成21年(2009年)10月からは、一部の会場（剪定枝葉の集積所収集を実施していない5地区(戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区)の支所会場）で剪定枝葉の回収を開始しました。ただし、この5地区については、冬場を除く4～11月の実施となります。

平成24年(2012年)4月からは、乾電池の回収を開始しました（ただし、充電式電池、ボタン・コイン型電池は、対象外）。

平成27年度(2015年度)からは、2会場において、実施月を限定の上、使用済小型家電の回収を試行しています。

（実施方法）

- ・第1週から第4週までの日曜日、各週4～6会場で実施
- ・回収時間は午前10時から午後1時まで
- ・事業所から出たものは回収しない

なお、サンデーリサイクルの取組みについては、平成17年(2005年)10月にリデュース・リユース・リサイクル推進協議会より表彰を受けました。

各会場の回収品目

令和2年4月1日現在

	場 所 (実施時間：午前10時～午後1時)	ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、紙、乾電池	廃食用油	剪定枝葉	小型家電
第1日曜日	西友西尾張部店	○	—	—	—
	西友南長野店（稲里）	○	—	—	—
	デリシア若槻店	○	○	—	—
	西友伊勢宮店	○	—	—	—
	戸隠支所（4月～11月）	○	○	○	—
第2日曜日	西友古里店	○	○	—	4, 6, 9, 12, 3月
	A・コープファーマーズ篠ノ井店	○	○	—	5, 8, 11, 2月
	ラ・ムー長野店	○	○	—	—
	鬼無里支所（4月～11月）	○	○	○	—
第3日曜日	柳原支所・公民館（5月～3月）	○	○	—	—
	西友川中島店	○	○	—	—
	ユー・パレット赤沼店（店舗再開後実施）	○	○	—	—
	デリシア大豆島店	○	○	—	—
	信州新町支所（4月～11月）	○	○	○	—
	中条支所（4月～11月）	○	○	○	—
第4日曜日	ラ・ムー長野店	○	○	—	—
	西友長野北店（檀田）	○	—	—	—
	A・コープ松代店	○	○	—	—
	ベイシア長野東店（小島）	○	○	—	—
	大岡支所（4月～11月）	○	○	○	—

回収実績

(単位 kg)

年度	缶	ビン	ペットボトル	紙	蛍光灯	廃食用油	剪定枝葉	小型家電	合計
27	47,030	204,060	18,350	491,860	8,470	3,430	2,760	15,154	778,720
28	44,070	197,890	19,740	429,787	8,190	4,702	3,530	17,612	725,521
29	44,820	198,540	19,840	416,460	7,920	3,630	3,360	27,601	722,171
30	45,950	207,120	22,610	385,657	8,590	1,650	2,680	33,191	707,448
R1	30,590	200,290	19,640	322,970	7,758	2,760	3,725	38,920	626,653

⑤蛍光灯の拠点回収（平成18年(2006年)10月から試行、平成19年(2007年)4月から実施）

家庭用使用済み蛍光灯の資源化を推進するため、平成18年(2006年)10月からサンデーリサイクル会場の他にも回収場所を拡大し、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、での拠点回収を試行しました。平成19年(2007年)4月からは拠点回収を完全実施しています。

回収実績

(単位 kg)

年度	拠点回収	サンデーリサイクル	合計
27	12,180	8,470	20,650
28	11,340	10,490	21,830
29	10,900	7,920	18,820
30	10,310	8,590	18,900
R1	10,535	7,758	18,293

(拠点回収・・・回収協力店、市役所、支所、信里・柵の連絡所)

⑥生ごみ一次生成物回収事業（平成17年(2005年)3月から開始）

電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所（受付窓口：平日生活環境課、休日 警備員室）で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農園で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。

回収実績

(単位 kg)

年 度	25	26	27	28	29	30
回収量	285	358	231	302	175	215

⑦処理困難物特別回収事業（平成14年度(2002年度)から平成17年度(2005年度)まで）

各家庭で処理に困っている廃棄物の回収、適切な処分方法のPRによる不法投棄の未然防止を図るため、処理困難物特別回収事業を実施しました。

市が日時と場所を設定し、市民が持ち込んだ回収品目を、回収業者が直接市民から有料で引き取る方法で、平成14年度(2002年度)、15年度(2003年度)は年2回、平成16年度(2004年度)、17年度(2005年度)は年1回実施しました。

なお、平成19年(2007年)3月からは市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、事前

に予約を受け付けし、市資源再生センタースtockヤードで市民から有料での受け入れる方法に切り替えました。（次項目⑧参照）

品目別回収実績（処理困難物特別回収事業）

年度	タイヤ	バッテリー(無料)	LPガスボンベ	消火器	ベッドソファ
14	8,972本	2,473個	157本	616本	217個
15	2,132本	687個	53本	110本	84個
16	1,698本	468個	21本	—	25個
17	878本	270個	17本	69本	37個

⑧市資源再生センタースtockヤードでの指定廃棄物の受け入れ

（平成19年(2007年)3月から実施）

市資源再生センターで処理ができない指定廃棄物（タイヤ、スプリング入りマットレス等）について、事前予約により、stockヤードで受け入れをしています。（有料）

受入実績

回収品目	単位	年度別回収量					
		19～26	27	28	29	30	元
瓦・れんが等がれき類	kg	22,026	3,205	3,774	4,418	3,272	2,340
コンクリートくず（ブロック等）	kg	42,679	11,608	6,456	8,031	5,404	7,250
〃（物干し台）	台	332	23	40	42	62	27
金属類（ヒーター等）	台	476	91	97	126	193	196
〃（その他）	Kg	901	173	185	66	207	155
スプリング入りソファ等	台	484	92	62	47	34	33
タイヤ	本	6,922	610	601	672	609	581
その他（漬物石など）	Kg	8,762	2,796	2,249	2,722	2,699	3,299
利用者数	人	2,586	436	396	420	462	473

⑨剪定枝葉等の回収（平成21年(2009年)10月から実施）

平成21年(2009年)10月から家庭ごみ処理手数料有料化に伴い、資源物として剪定枝葉の回収を始めました。民間処理事業者に処理委託し、再資源化（チップ化、ペレット化、堆肥化）しています。

処理実績

(単位 kg)

年度	行政回収	サンデー リサイクル	資源再生センタ ー直接搬入	合計
27	6,041,760	2,760	678,390	6,722,910
28	5,874,080	3,530	428,320	6,305,930
29	6,288,650	3,360	480,770	6,772,780
30	5,753,030	2,680	439,270	6,194,980
R1	6,245,575	3,725	434,130	6,683,430

⑩使用済小型家電の回収（平成27年(2015年)4月から試行、令和2年(2020年)4月から実施）

平成25年(2013年)4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015年)4月からサンデーリサイクル実施2会場（平成27年度(2015年度)：A・コープ篠ノ井店及び柳原支所・公民館、平成28年度(2016年度)：A・コープ篠ノ井店及び西友古里店）及び小型家電回収協力店（長野県電機商業組合加盟の一部店舗）において、試行的に回収をしています。

また、平成26年度(2014年度)から、例年9月に開催されるながの環境フェアに合わせて、使用済小型家電のイベント回収を実施しています。

回収実績

(単位 kg)

年度	サンデーリサイクル	回収協力店	ながの環境フェア	計
27	15,154	50,706	652	66,512
28	17,612	48,956	355	66,923
29	27,601	49,282	447	77,330
30	33,191	59,099	412	92,702
R1	38,920	80,951	250	120,121

⑪使用済小型家電のピックアップ回収

平成27年(2015年)2月から清掃センターにおいて、不燃ごみから使用済み小型家電をピックアップ回収しています。

回収実績

(単位 kg)

年度	ピックアップ回収量	拠点回収・ イベント回収計	資源化量計
27	9,900	66,512	76,412
28	12,740	66,923	79,663
29	5,870	77,330	83,250
30	3,860	92,702	96,562
R1	0	120,121	120,121

(2) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の対策

①排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することを指導しています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物（一部は市清掃センターで受入れ）に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

また、市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉（一般廃棄物）についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

平成31年(2019)3月には、「事業ごみの分け方・出し方」と「事業ごみ減量マニュアル」を統合した「事業ごみの処理ガイド」を刷新しました。

なお、市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は196事業者（令和2年4月1日現在 し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しました。

これらの業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターにおいて、随時、展開検査を実施し、指導しています。



ながの環境エネルギーセンターでの展開検査の様子



持ち帰りを指導した産業廃棄物（廃プラスチック）



②多量排出事業所対策（平成10年度(1998年度)から実施）

特定建築物（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定めるもの）の占有者、大規模小売店その他の事業所のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業所に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。

対象件数及び「減量計画書」提出状況

年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	元
対象件数	212	211	211	206	206
計画書提出件数	210	207	209	204	188
提出率 (%)	99.1	98.1	99.1	99.0	91.7

調査対象事業所状況

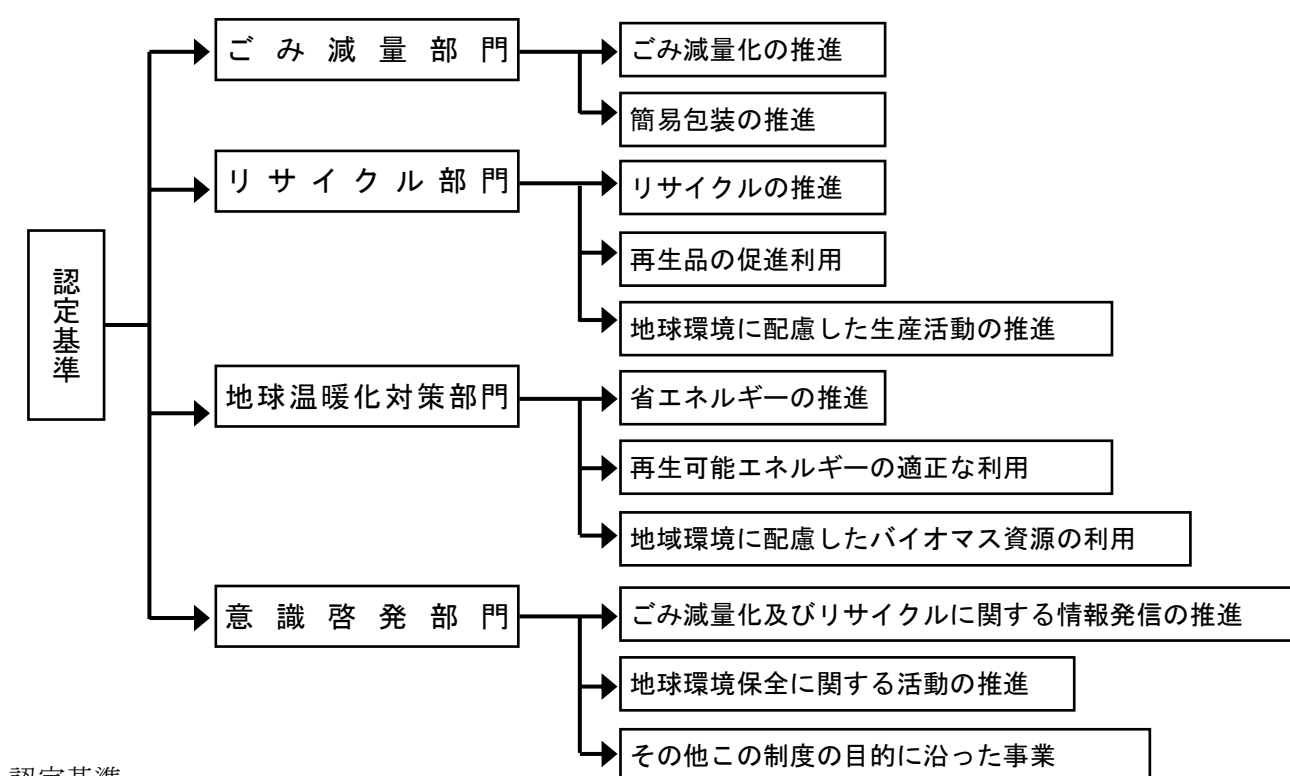
年度	調査実施事業所 ※（ ）内は指導内容	
2 6	54事業所	小売店・新規多量排出事業所・計画書未提出事業所 （可燃ごみとして処分されやすいその他古紙の混入状況の確認）
2 7	多量排出事業所 12事業所 中小規模排出事業所 57事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 （ごみ減量対策と資源化内容の確認） 第三地区を中心に多種多様の事業所 （ごみ減量対策と資源化内容の確認）
2 8	多量排出事業所 9事業所 中小規模排出事業所 1,014事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 （ごみ減量対策と資源化内容の確認） 第三地区を中心に多種多様の事業所 （事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導）
2 9	多量排出事業所 14事業所 中小規模排出事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 （ごみ減量対策と資源化内容の確認） 第三地区を中心に多種多様の事業所 （事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導）
3 0	多量排出事業所 10事業所 中小規模排出事業所 866事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 （ごみ減量対策と資源化内容の確認） 第三地区の商工会等に啓発依頼
元		令和元年度東日本台風災害により中止

③「ながのエコ・サークル」認定制度（平成9年(1997年)9月から実施）

ごみの減量・リサイクル・地球温暖化対策の推進により環境保全に配慮した事業活動等に取り組む事業所を認定しています。事業所の申請に基づき、取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに認定し、認定証とステッカーを交付しています。

また、認定された事業所は、市が交付する認定証、ステッカーを掲示するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる事業所として「ながのエコ・サークル」のシンボルマークを使用するなど、広告や印刷物などで外部にPRすることができます。この他、市のホームページ・広報等での紹介や、公共工事入札時の評価加点の対象にもなっています。

平成29年(2017年)4月から、認定基準に地球温暖化対策部門を追加しました。



認定基準

ゴールド・ランク	シルバー・ランクに該当し、かつ、特に顕著な実績が認められる店舗等
シルバー・ランク	ごみ減量部門、リサイクル部門、温暖化対策部門及び意識啓発部門のうちそれぞれ1項目以上該当し、かつ、全部門のうち5項目以上に該当する店舗等
ブロンズ・ランク	ごみ減量部門及びリサイクル部門のそれぞれ1項目以上に該当する店舗等

ながのエコ・サークル認定件数

認定件数	年度	ゴールド [※]	シルバー	ブロンズ [※]	合計
	H9～30	44	229	17	290
	R1	3	2	0	5
	合計	47	231	17	295
現存認定事業所数※		40	148	7	195

※既存の認定事業所の実数。再認定（ランクアップ）の事業所を上位ランクにカウントし、閉店等を削除した数字

ながのエコ・サークル
シンボルマーク



④環境にやさしい農業地域循環モデル事業

平成29年(2017年)6月から、生ごみ減量と資源循環を目的としたモデル事業に取り組んでいます。松代地区にある国民宿舎「松代荘」の調理過程で発生する一般廃棄物(野菜くず)を同地区内の市農業研修センターで堆肥化し、その生ごみ堆肥を活用して生産した野菜を「松代荘」へ販売するほか、子どもへの食事提供や学習支援を行う「子ども食堂」へ無償提供しています。



(3) 啓発事業

ごみ減量・リサイクルの推進に関する市民及び事業者の理解を深め、ごみの出し方のルールの徹底を図るため、多様な啓発を行っています。市民に対しては、毎年全戸配布している「ごみ収集カレンダー」のほか、「資源物とごみの出し方保存版(平成18年(2006年)作成、平成21年(2009年)改定・全戸配布、平成31年(2019年)改定・全戸配布)」など冊子・チラシの配布や、市の広報や新聞、テレビ、FMラジオ、ホームページ、各種イベント等を通じて啓発しています。特に、住民自治協議会環境美化の役員に対しては、年度当初環境美化に関する説明会を開催していただき、必須事務であるルール違反ごみへの対応やごみ集積所の管理等について説明しています。

また、事業者に対しては、「事業ごみの処理ガイド(平成31年(2019年)作成)」などを活用し、商工団体とも連携しながら、啓発活動を進めています。

平成6年(1994年)8月から開始された5分別実施や平成16年(2004年)4月から開始されたプラスチック製容器包装分別収集、また、平成21年(2009年)10月から導入された家庭ごみ処理手数料の有料化等の大きな制度変更時には、いずれも、1,000回以上のきめ細やかな住民説明会を開催し、直接市民にごみの減量、分別徹底を呼びかけてきました。有料制度導入後、家庭ごみの搬出量が減少しましたが、反動によるごみ量の増加又は不適正排出等が懸念されることや、有料化制度の一層の定着を図るため、平成22年度から平成24年度(3か年)にかけて、住民説明会を実施しました。平成25年度からは、生ごみ処理実践講座開催に合わせ、家庭ごみの減量及び適正排出等に関する住民説明会を実施しています(平成30年度(2018年度)計21回)。

この他にも、より一層ごみや環境への関心を高め、ごみ減量・分別意欲を継続していただくために、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターの見学、リサイクルプラザでの啓発活動、出前講座など、市民と直接接する機会を大切に、積極的に啓発活動に努めています。

①資源再生センターの見学

資源再生センターでは、市民のごみ処理に関する知識と理解を深めるために、各種団体・学校等の施設見学を受け入れています。平成31年(2019年)3月からは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者(株)Ec o H i t zながのと連携し、施設見学を受け入れています。

特に、小学校4年生の社会見学では、多くの児童が環境教育の一環として資源再生センターを見学に訪れています。

見学団体数及び人数

() は人数

年度	小学校	学校 (その他)	一般団体		県外視察	合計
			地区役員等	その他の団体		
27	55 (3,276)	3 (112)	14 (336)	9 (89)	1 (22)	82 (3,835)
28	59 (3,556)	2 (20)	14 (328)	13 (156)	2 (31)	90 (4,091)
29	61 (3,702)	2 (18)	19 (420)	7 (46)	1 (11)	90 (4,197)
30	61 (3,594)	3 (20)	9 (179)	10 (193)	0 (0)	83 (3,986)
元	0 (0)	3 (13)	2 (45)	3 (55)	0 (0)	8 (113)

※令和元年度は東日本台風災害及び施設火災により、見学団体数(人数)が減少

②リサイクルプラザでの啓発活動

リサイクルプラザは、リサイクル、ごみ、環境問題等に関して市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場として、平成8年(1996年)4月、長野市清掃センター内にオープンしました。平成18年度(2006年度)から指定管理者による施設運営に移行し、平成30年(2018年)3月には、同じ松岡二丁目に新たに整備された健康レクリエーションセンター「サンマリーンながの」の隣に移転しました。

施設内には、ごみ減量・リサイクルについて学べる「情報コーナー」、「図書・DVDコーナー」、不用になった家具・自転車等の再生品を展示し希望者に提供する「リサイクル広場」が設置され、各種リサイクル体験教室・講座等を開催しています。

また、リサイクル活動を行う市民グループの活動拠点となっており、「長野市リサイクル連絡会」との連携による体験型講座「ゆめ工房21」をはじめ、「ながの環境フェア」「フリーマーケット」「おさがり交換会」「夏休み体験イベント」など、市民グループの参画によるイベントが開催されています。

リサイクル広場



フリーマーケット



③出前講座・環境美化に関する説明会

市民、事業者の要望に応え、平成16年(2004年)10月から始まった広報広聴課による出前講座や、直接生活環境課に依頼のあった研修会など職員を講師として派遣し、啓発を行っています。

「家庭ごみの減量及び適正排出等に関する地区別住民説明会」を全地区での開催を目標に実施し、有料化制度や関連施策等について市民への周知を継続し、制度の定着に努めます。

派遣実績

年度	出前講座		その他研修会等		合計	
	派遣回数 (回)	参加人数 (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)
27	15	488	7	229	22	717
28	19	764	4	69	23	833
29	16	485	3	364	19	849
30	13	541	1	65	14	606
元	6	309	0	0	6	309

* 「その他研修会等」には、事業所対象の研修会を含む。

環境美化に関する説明会

年度	開催地区数	参加人数(人)
27	31	1,127
28	31	1,048
29	31	1,010
30	31	1,072
元	31	1,117

④生ごみ減量アドバイザー派遣制度（平成17年(2005年) 7月から実施）

家庭から排出される生ごみの減量・堆肥化等に関する知識や技術をもち、その解説や実践指導ができる方を生ごみ減量アドバイザーとして登録し、地域等で開催される生ごみ減量に関する学習会等に講師として派遣しています。

平成24年度(2012年度)から、段ボール箱を利用した生ごみ堆肥の作り方に関する講座で、堆肥化に必要な基材として「ピートモスともみ殻くん炭」を使用する場合には、一人500円であっせんを行っていました。

平成28年度(2016年度)からは、「ピートモスともみ殻くん炭」を使用する場合には、一人400円で、「竹チップと竹パウダー」を使用する場合には、一人300円で、「ビタピー5」を使用する場合には、一人300円であっせんを行っています。

なお、令和元年度は、令和元年東日本台風災害の影響で、11月以降の講座を中止としました。

登録・派遣実績

年度	登録アドバイザー (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)
2 7	22	18	269
2 8	22	26	426
2 9	26	16	327
3 0	26	19	364
元	24	15	183

⑤レジ袋使用削減の取り組み

レジ袋使用削減については、ごみの発生抑制と石油資源を大切にするため「ながの環境パートナーシップ会議※」が中心となり平成15年(2003年) 6月から取組みを開始し、市民団体や小売事業者（店舗）の協力のもと、キャンペーン啓発（毎月5日の「ノー・レジ袋デー」）や、マイバッグの持参率調査、懇談会の開催など普及啓発活動を行っています。

本市のマイバッグ持参率は、令和2年(2020年) 3月現在、65.4%であり、取組開始時と比べ向上しています。

令和2年（2020年）7月1日のレジ袋有料化により、市内でレジ袋有料化をしている食料品店舗数は増加しています。今後も、長野県による「レジ袋削減県民スクラム運動」等の活動とも連携を図りながら、マイバック持参率の向上に向けた取組みを行っていきます。

※ながの環境パートナーシップ会議・・・・・・環境問題に対し市民・事業者・行政の3者が連携、協働して取組みを行う組織

マイバッグ持参率調査の結果

(単位 %)

実施年月	マイバッグ持参率			長野県 持参率
	全体	レジ袋有料化店舗	レジ袋無料配布店舗	
平成28年 3 月	60.3 (5)	84.3 (2)	50.1 (3)	66.3
平成29年 3 月	65.5 (5)	82.0 (2)	49.9 (3)	63.8
平成30年 3 月	60.3 (5)	74.7 (2)	49.8 (3)	66.2
平成31年 3 月	67.5 (5)	79.5 (2)	55.3 (3)	68.6
令和 2 年 3 月	65.4 (5)	76.0 (2)	56.4 (3)	69.0

※ () 内は調査対象店舗数

⑥段ボール箱を活用した生ごみ処理実践講座（平成21年(2009年) 7 月から実施）

生ごみの自家処理を進めるため、生ごみ自家処理機器購入費補助金（後述 7（1）参照）のほか、平成21年(2009年) 7 月から新規事業として、より気軽に生ごみの自家処理にチャレンジできる方法として、段ボール箱を活用し、ピートモスともみ殻くん炭による堆肥づくり講座を開催しました。講師の派遣はNPOみどりの市民に委託しています。

また、講座参加者を対象に、楽しんで自家処理が継続できるよう、堆肥を活用したガーデニング講座も開催しています。平成23年度からガーデニング講座の受講者について、生ごみ自家処理機器購入費補助金の受領者も対象といたしました。平成27年度から、堆肥の活用の幅を広げる新たな提案として、年 2 回の「ガーデニング講座」のうち 1 回を「野菜作り講座」としました。

なお、令和元年度は、令和元年東日本台風災害の影響で、ガーデニング講座を中止としました。

開催実績

年度	実践講座		ガーデニング講座		野菜作り講座		合計	
	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
2 7	21	469	1	29	1	30	23	528
2 8	21	437	1	27	1	30	23	494
2 9	21	400	1	15	1	26	23	441
3 0	21	306	1	13	1	14	23	333
R 1	15	386	0	0	1	11	16	397

⑦ごみ分別強調月間（平成11年度(1999年度)から実施）

平成6年度(1994年度)の5分別収集全市実施から5年を経過した当時、地区によっては分別の不徹底が見受けられたため、平成11年度(1999年度)から毎年10月をごみ分別強調月間とし、特に啓発活動を強化する期間としています。期間中は、地区の住民自治協議会（平成22年(2010年)3月までは地域の環境美化連合会）と協力してごみ排出時の分別指導やごみ集積所巡回を行い啓発に努めています。

地区役員同行による市職員の巡回指導は、各地区おおむね3年に1回実施しています。

巡回実績

年度	メイン・テーマ		巡回地区数
27	紙は分ければ資源です	プラスチック製容器包装は正しい出し方で	9
28	プラスチック製容器包装を正しく出しましょう		11
29	プラスチック製容器包装を正しく出しましょう		12
30	プラスチック製容器包装を正しく出しましょう	剪定枝葉等を正しく出しましょう	10
元	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、電池は正しく出しましょう	ごみの分け方・出し方のルールは守られているか？	10

⑧ごみ収集カレンダー等の配布

毎年度、各地区の環境美化担当役員等を通じて、家庭用資源物・ごみ収集カレンダー、ごみ集積所掲示用ラミネートカレンダー、えこねこ通信（旧名称：ながのゴミ通信）、サンデーリサイクルについての案内チラシなどを全戸配布しています。

転入者に対しては、転入手続きを行う際、市民窓口課総合窓口や支所、生活環境課の窓口においてごみ収集カレンダー等を配布しています。昨年度同様に令和元年度末から令和2年度当初にかけては、市民窓口課総合窓口前において生活環境課臨時窓口を開設し転入者等に配布しました。

ながのゴミ通信主な掲載内容（29年度：えこねこ通信に名称変更）

年度	主な掲載内容（テーマ）
27	生ごみ減量大作戦、プラスチック製容器包装の分別、布類のリサイクルについて
28	30・10運動（食品ロスの削減）、ながのエコ・サークルについて
29	新しい「リサイクルプラザ」オープン、えこねこ通信に名称変更
30	ながの環境エネルギーセンター稼働開始、長野市清掃センター名称変更
元	SDGs、食品ロス、プラスチックの3R、ながのエコ・サークルについて

⑨食品ロス削減への取り組み

日本では年間約2,550万トン（平成29年度推計 農林水産省及び環境省）の食品廃棄物が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは、全国で年間に約612万トンにのぼり、その約半分が一般家庭からの発生と試算されています。

家庭での食品ロスを削減するため、消費されず賞味期限が近い食品を持ち寄る「フードドライブ」を行い、食事確保が必要な人や子ども食堂へ提供する活動を行うNPOへの支援を平成28年度から行っています。令和元年度は、市が主催または共催して6回開催し、個人529人、企業団体61から食品8,463個・1,405kg、子ども用品2,168個・361kgの計10,631個・1,766kgの食品と子ども用品を提供いただきました。

また、食べ残しの多い宴会での食品ロスを削減するため、乾杯後30分と最後の10分前は自分の席について料理を頂くよう呼び掛ける「あるを尽くして 残さず食べよう 30・10（さんまる・いちまる）運動」の周知を平成28年度から行っています。平成30年度には、長野商工会議所に事務局を置く「長野エコ活動推進本部」が設立され、以降、本市、長野県を合わせた三者合同による街頭啓発を長野駅前で行っています。令和元年度は、長野駅周辺で横断幕とのぼり旗を掲出し、啓発ティッシュと食品ロス削減の協力を呼びかけるチラシを配布しました。

その他の取り組みとして、市が保有する賞味期限が近い災害備蓄食料アルファ化米を有効活用するため、長野県立大学との連携事業を行いました。県立大学生有志による研究を行っていただき、象山祭で成果を発表いただきました。

なお、令和元年度は「令和元年東日本台風」の影響により、事業を一部中止しました。

フードドライブ開催実績（※市主催・共催のもの）

年度	開催回数 (回)	提供人数・ 団体数計	提供数 (個)	提供重量 (kg)	開催名	提供先
28	10	423	5,370	1,331	・ながのご縁応援レ ・子ども・子育てフェス バル(R元) ・ライオンズフットドライブ (H29～) ・環境子どもサミット ・環境団体大集合	・信州子ども食堂ネ ットワーク ・フードバンク信州
29	5	466	9,650	1,437		
30	5	531	13,362	2,472		
元	6	590	10,631	1,766		

あるを尽くして 残さず食べよう 30・10（さんまる・いちまる）運動実績（街頭啓発）

※平成30年度(2018年度)現在の名称に変更

年度	開催回数（開催月）
28	1回（12月 1回）
29	3回（7月 1回、12月 2回）
30	2回（7月 1回、12月 1回）
元	1回（7月 1回）

フードドライブ



「30・10運動」街頭啓発



啓発活動に使用したバッグ



長野駅に設置した横断幕



長野県立大学連携事業

「賞味期限が迫る災害備蓄食料の有効活用」



食品ロス・プラスチック廃棄物削減啓発チラシ

⑩プラスチック廃棄物対策

近年問題となっている海洋プラスチックについては、個人・企業・団体・行政などあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが求められています。

令和元年度は、プラスチック廃棄物削減啓発チラシを作成しました。家庭でできるプラスチックの3R「1 Refuse（使わない）、2 Responsible（責任を持つ）、3 Reborn（生まれ変わらせる）」と銘打ち、啓発を行いました。



⑪信州ごみげんねっと “チャレンジ800” ごみ減量推進事業

長野県では、市町村と連携し、すべての県民が参加するごみ減量の取り組みを広げるとともに、地域振興局ごとに設置したチャレンジ800実行チームで地域の地涌上に応じたごみ減量の取り組みを進め、目標達成を目指します。

一般廃棄物処理実態調査（平成30年度（2018年度）実績）の調査結果が環境省から公表され、長野県が5年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位になりました。

県では、「ごみ減量日本一」を継続し、一般廃棄物1人1日当たり排出量800g以下を達成するため、市町村や関係団体等と連携して、県内のごみ減量に関する情報や食品ロス削減に関する情報等を集約して発信する専用サイト「信州ごみげんねっと」を開設しました。

信州ごみげんねっと開設日 平成29年(2017年) 9月26日(火)

特徴的な機能

- ・市町村と連携し「最新情報」「イベント情報」ブログ形式で発信
- ・「マイタウン登録」で、お住まいの市町村HPにワンクリックで移動
- ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店（飲食店・宿泊施設）を、市町村の地図や「ごはんの量が調整できる」「お店と相談して持ち帰りができる」等の項目からも検索可能
- ・リサイクルに持ち込みたい資源物の種類や市町村地図から、回収可能（店頭回収）店舗の検索可能

URL

<https://www.shinshu-gomigen.net/>



7 各種補助制度

(1) 生ごみ自家処理機器購入費補助金（平成4年度(1992年度)から実施 ※電動・手動機器は平成8年度(1996年度)から実施）

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。

なお、電動・手動生ごみ処理機器については、交付後に今後の生ごみの減量施策の参考とするため、使用状況等の把握をアンケートにより実施しています。

令和元年7月1日現在

生ごみ自家処理機器等の種類	補助内容（1個・1台につき）	補助個数／申請回数
ばかし容器、コンポスト容器	3,000円以内	1世帯1個まで (17年度まで100%未満1,500円以内、100%以上3,000円以内)
電動（手動）生ごみ処理機	補助率 購入費の1／2 上 限 30,000円	1世帯1台まで
ディスポーザ（機械処理タイプ）		

※平成27年(2015年)4月からディスポーザ（機械処理タイプ）を対象品目へ新たに追加しました。

※平成26年(2014年)6月から対象品目としていた段ボールコンポストと基材は、これまでの実績を踏まえ、平成28年(2016年)5月をもって対象品目から除くこととしました。

※令和元年7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ばかし容器の申請個数を一世帯1台までに変更しました。

補助金交付実績

年度	ばかし容器、 コンポスト容器		電動（手動） 生ごみ処理機		段ボールコンポ スト基材セット		基材のみ		合計	
	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)
H 4 ～24	21,431	59,568,494	10,529	233,998,398	—	—	—	—	31,960	293,566,892
2 5	271	704,600	148	4,076,800	—	—	—	—	419	4,781,400
2 6	225	580,300	113	3,109,500	3	1,300	20	5,700	361	3,696,800
2 7	170	463,200	93	2,577,700	4	1,800	21	5,600	288	3,048,300
2 8	169	456,600	107	2,765,200	—	—	3	700	279	3,222,500
2 9	138	369,000	94	2,437,900	—	—	—	—	232	2,806,900
3 0	94	254,100	96	2,201,000	—	—	—	—	190	2,455,100
R 1	100	286,200	73	1,684,500	—	—	—	—	173	1,970,700
累計	22,598	62,682,494	11,253	252,850,998	7	3,100	44	12,000	33,902	315,548,592

※本表は、直接家庭ごみの減量につながる補助金のため、H4から継続して累計を積算するもの

※生ごみ一次生成物回収事業として、電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所（受付窓口：平日 生活環境課、休日 警備員室）で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農場で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。（P40参照）

(2) 長野市生ごみ等地域循環支援モデル事業補助金

(平成18年度(2006年度)から平成21年度(2009年度)まで実施)

家庭や事業所から排出される生ごみ等の地域内循環を促進するため、堆肥化、再生利用等に取り組む団体に対し、補助金(経費の1/2以内で、限度額100万円)を交付しました。

年度	団体数	補助金額(円)
18	1	1,000,000
19	2	2,000,000
20	2	2,000,000
21	1	1,000,000

(3) 大型生ごみ処理機支援モデル事業(平成21年度(2009年度)から平成27年度(2015年度)まで実施)

大型生ごみ処理機を利用した地域単位での生ごみ自家処理支援制度の構築に向け、モデル地区を選定し、地域住民の協力を得ながら実践検証を開始しました。

【設置状況】

平成21年(2009年度)11月～ 乾燥・バイオ式生ごみ処理機1台設置(処理能力100kg/日)

モデル地区 若里中央区(市営住宅・一般住宅約190世帯)

賛同を得た93世帯(登録)でスタート(*一次生成物は地区の花いっぱい運動で活用)

機器の貸借期間満了に伴い、他地区での事業実施も含め事業の受入について依頼しましたが、受入先がなかったことから平成27年度(2015年度)の貸借期間をもって事業終了といたしました。

投入実績値・推計値等

年度	投入件数(件)		投入重量(kg)		堆肥化量(kg)		維持管理費 (円)
	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	
22	1,290	2,008	3,530	5,493	529	824	2,167,240
23	1,119	1,648	2,994	4,410	449	662	2,161,703
24	1,351	—	4,039	—	606	—	2,120,822
25	1,203	—	3,740	—	561	—	2,131,460
26	1,574	—	4,293	—	644	—	2,181,468
27	675	—	1,826	—	274	—	1,243,827

*平成22年度(2010年度)から23年度(2011年度)はデータ記録媒体(SDカード)の不具合により、推計値で算出

*平成27年度(2015年度)は9月までの実績値

*維持管理費については、機器の撤去等に伴う経費含む

(4) 集団資源回収報奨金（昭和51年度(1976年度)から実施）

ごみの減量、再資源化を推進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物（古紙類、ビン類、布類、缶類）の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金（6円/kg、平成12年度(2000年度)まで6円/kg、平成13年度(2001年度)から平成19年度(2007年度)まで7円/kg）を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しが無償の場合（逆有償）に対応するため、品目に応じて平成9年度(1997年度)から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています（平成9年度(1997年度)は全額、平成10年度(1998年度)以降は限度額を定め加算金を交付。布類は平成29年度(2017年度)から対象品目に追加）。

その他、平成14・15年度(2002・2003年度)には「割増報奨金制度」、平成14～17年度(2002～2005年度)には「新規団体支援金制度」を実施しました。

回収量及び交付金額

年度	実 施 団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合 計
27	552	量 (kg)	12, 150, 559	136, 843	116, 198	124, 407	12, 528, 007
		金額 (円)	72, 903, 354	821, 058	697, 188	746, 442	75, 168, 042
			2, 411, 973				2, 411, 973
							77, 580, 015
28	549	量 (kg)	11, 421, 784	129, 473	120, 600	128, 509	11, 800, 366
		金額 (円) 量 (kg)	68, 530, 704	776, 838	723, 600	771, 054	70, 802, 196
			2, 249, 248				2, 249, 248
							73, 051, 444
29	549	量 (kg)	10, 910, 068	112, 490	114, 311	129, 323	11, 266, 192
		金額 (円) 量 (kg)	65, 460, 408	674, 940	685, 866	775, 938	67, 597, 152
			2, 139, 311				2, 139, 311
							69, 736, 463
30	560	量 (kg)	10, 266, 134	107, 296	103, 915	127, 503	10, 604, 848
		金額 (円) 量 (kg)	61, 596, 804	643, 776	623, 490	765, 018	63, 629, 088
			1, 891, 340				1, 935, 185
							65, 564, 273
元	568	量 (kg)	9, 589, 594	93, 109	107, 456	135, 239	9, 925, 931
		金額 (円) 量 (kg)	57, 537, 564	558, 654	644, 736	811, 434	59, 555, 586
			1, 851, 073				1, 898, 917
							61, 454, 503

※合計金額上段は報奨金額（逆有償除く）、古紙類金額下段及び合計金額中段は逆有償の加算金額、

合計金額下段は合計報奨金額。

(5) ごみ集積所設置事業補助金（昭和56年度(1981年度)から実施）

ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所設置事業に要する経費（用地の取得及び現に建築されている建物の解体等に要する経費を除く）に対し、行政連絡区又は住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）に補助金を交付しています。

補助金額は経費の4分の3（平成11年度(1999年度)まで2分の1）以内で、限度額は以下のとおりです。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0㎡以上3.3㎡未満	77,000円	11年度までは70,000円
	3.3㎡以上	110,000円	11年度までは100,000円
	美観上特に優れ周囲の景観と調和している、又は構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	220,000円	11年度までは200,000円
囲い	2.0㎡以上	60,000円	17年度から実施

交付実績

建物

年度	2.0㎡以上3.3㎡未満		3.3㎡以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
27	13	977,400	45	4,867,100	0	0	58	5,844,500
28	27	1,904,800	41	4,334,900	0	0	68	6,239,700
29	23	1,713,900	49	5,127,800	1	220,000	73	7,061,700
30	22	1,617,000	42	4,619,400	0	0	64	6,236,400
元	21	1,595,200	43	4,554,300	0	0	64	6,149,500

囲い

年度	2.0㎡以上	
	個数 (個)	補助金額 (円)
27	1	60,000
28	4	232,600
29	4	232,300
30	5	299,200
元	1	60,000

(6) ごみ集積所改修事業補助金（平成12年度(2000年度)から実施）

ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所の改修事業に要する経費（用地取得に要する経費を除く）に対し、行政連絡区又は住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）に補助金を交付しています。

補助金額は経費の2分の1以内で、ごみ集積所の改修後の床面積の区分に応じ以下を限度額としています。平成15年度(2003年度)からは改修費用が1万円未満のごみ集積所の改修も補助対象となっています。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0㎡以上3.3㎡未満	50,000円	
	3.3㎡以上	70,000円	
	美観上特に優れ周囲の景観と調和していると市長が認めるもの	100,000円	
囲い	2.0㎡以上	40,000円	17年度から実施
その他	ごみ集積所用看板類（1台）	10,000円	17年度から実施
	ごみ集積所用ネット類（集積所ごとに1枚）	5,000円	17年度から実施

交付実績

建物

年度	2.0㎡以上3.3㎡未満		3.3㎡以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
27	9	236,400	66	2,172,400	—	—	75	2,408,800
28	8	145,900	64	1,499,200	—	—	72	1,645,100
29	11	212,000	31	925,200	—	—	42	1,137,200
30	9	228,400	43	1,477,700	—	—	52	1,706,100
元	16	253,100	29	1,398,000	—	—	45	1,651,100

囲い・看板類・ネット類

年度	2.0㎡以上 囲い		看板類		ネット類	
	個数 (個)	補助金額 (円)	台数 (台)	補助金額 (円)	枚数 (枚)	補助金額 (円)
27	1	35,300	13	12,700	111	314,300
28	3	86,300	0	0	174	363,200
29	1	32,400	1	8,100	109	237,800
30	1	19,900	2	12,200	75	159,000
元	13	475,200	0	0	31	68,600

(7) カラス除けネット有償頒布事業（平成31年度(2019年度)から実施）

ごみ集積所の衛生的改善を図るため、ごみ集積所用カラス除けネットを長野市が予算の範囲内で一括して購入し、行政連絡区又は住民自治協議会に有償（1枚あたり2,200円）で頒布しています。申込書を提出していただき、後日に支所または、生活環境課でネットを受領し、代金を納付していただくものです。

年度	申請件数 (件)	枚 数 (枚)	納入金額 (円)
元	64	159	349,800

(8) リサイクルハウス設置事業補助金（平成9年度(1997年度)から実施）

集団資源回収活動を活性化し、ごみの減量と再資源化を促進するため、資源物（古紙類、ビン類、布類、金属類）を一時的に保管する倉庫を設置する事業に要する経費（用地取得に要する経費を除く）に対し、設置した行政連絡区、住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）又は資源回収団体に補助金を交付しています。

補助金額は経費の4分の3（平成11年度(1999年度)まで2分の1）で、リサイクルハウスの床面積の区分に応じ以下を限度額としています。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0㎡以上3.3㎡未満	105,000円	11年度までは70,000円
	3.3㎡以上	200,000円	11年度までは100,000円
	構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	600,000円	11年度までは200,000円

交付実績

建物

年度	2.0㎡以上3.3㎡未満		3.3㎡以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
H9 ～26	22	1,832,944	249	40,654,661	10	4,842,080	281	47,329,685
27	3	315,000	14	2,094,600	1	600,000	18	3,009,600
28	4	411,600	14	2,242,600	—	—	18	2,654,200
29	3	314,000	11	1,692,100	—	—	14	2,006,100
30	—	—	8	1,423,100	—	—	8	1,423,100
元	1	33,300	4	712,300	—	—	5	745,600
累計	33	2,906,844	300	48,819,361	11	5,442,080	339	57,168,285

8 不法投棄対策

(1) 不法投棄パトロール及び回収の実施（平成9年度(1997年度)から実施）

平成9年度(1997年度)から不法投棄防止の啓発を行うため、職員による週2回のパトロール・回収を実施し、並行して平成14年度(2002年度)からは民間委託によるパトロール、さらに平成16年度(2004年度)から回収業務の一部も民間委託して、対策を強化してきました。

しかしながら、後を絶たない新たな不法投棄や家庭ごみ処理手数料有料化（平成21年(2009年)10月）に当たり実施した住民説明会での市民負担増加に伴う不法投棄増加を懸念する声を受け、平成21年度(2009年度)から監視カメラの設置、中山間地域（13地区）配置の地域活性化推進員によるパトロール及び回収（平成21年(2009年)4月～平成23年(2011年)3月）、民間委託（※1）日数の拡大（210日→233日）を行なってきました。また、平成21年度(2009年度)創設された国の「地域グリーンニューディール基金事業（県基金設置、平成21年度(2009年度)～平成23年度(2011年度)）」を活用し、平成22年(2010年)2月から専任非常勤職員6名、広報兼回収トラック3台による不法投棄対策チームを設置し、従来回りきれなかった地域・林道などや、平成22年(2010年)1月合併により拡大した市域を含め、週5日巡回パトロール等を行い、不法投棄防止対策を一層強化しました（平成23年度(2011年)まで）。

※1 平成24年度(2012年)からは、公益社団法人長野シルバー人材センターに委託

不法投棄回収実績

(単位 kg)

年度	回収実績				【参考】集積所 不適正排出回収	合計 (A+B)
	回収件数 (件)	回収量 (A)	内 訳			
			可燃ごみ	不燃ごみ等	回収量 (B)	
27	874	51,770	22,275	29,495	38,670	90,440
28	882	49,205	24,360	24,845	43,960	93,165
29	864	56,380	29,825	25,555	26,775	83,155
30	860	56,575	25,270	31,305	34,135	90,710
元	632	43,602	23,419	20,183	48,929	92,531

※回収件数に集積所不適正排出回収は含まない。

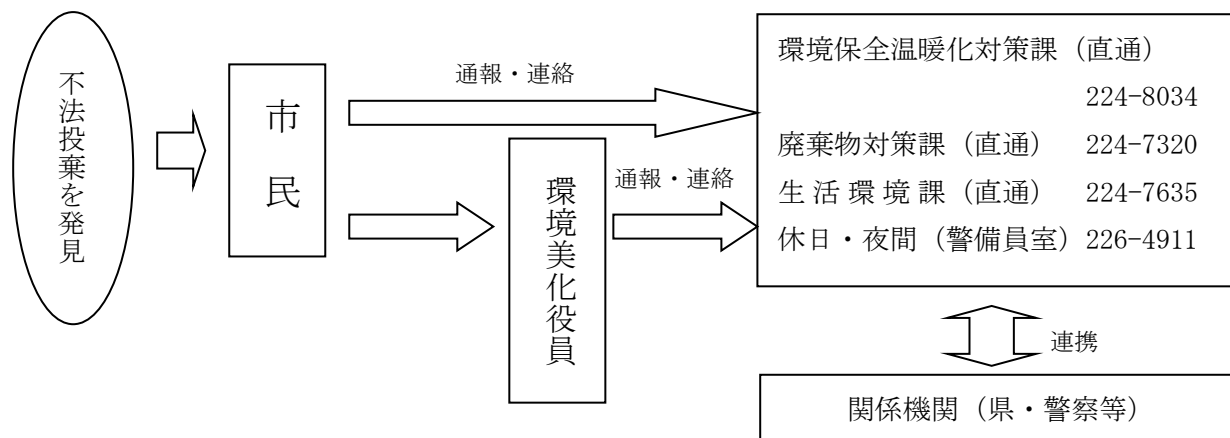
家電リサイクル法対象品目・処理困難物（不法投棄回収のみ）

年度	家電5品目 (台)						処理困難物				合計 (点)
	テレビ	エアコン	冷凍庫 冷蔵庫	洗濯機	衣類 乾燥機	小計	タイヤ (本)	バイク (台)	その他 (点)	小計 (点)	
27	97	1	33	12	2	145	627	0	46	673	818
28	75	0	17	101	1	103	516	0	36	552	655
29	52	7	29	17	1	106	333	1	44	378	484
30	66	2	40	14	1	123	339	3	44	386	509
元	59	2	30	16	0	107	193	12	39	244	351

※「処理困難物」の「その他」は、バッテリー、消火器、スプリング入りマットレスなど

（２）不法投棄の連絡体制

不法投棄について、市環境部担当課により処理及び指導を行っていますが、ごみの不法投棄解決のためには、早期発見・早期対応が不可欠です。そのため、不法投棄を発見した場合は、速やかに市環境部へご連絡いただくようお願いしています。



過去の不法投棄事例



浅川林道付近に投棄された家庭の引越しごみ



千曲川河川敷に投棄された家庭ごみ

9 令和元年東日本台風災害に係る災害廃棄物処理

(1) 災害等廃棄物処理事業の施行理由

令和元年10月12日から10月13日にかけて、令和元年東日本台風の影響によって、全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、全国各地で甚大な被害が発生しました。

発災当時、本市では千曲川の堤防決壊等による浸水被害、土砂・流木の流入、停電及び断水等の甚大な被害が発生しました。浸水があった地区では膨大な量の「災害廃棄物」が発生し、復旧・復興に向けた取組の支障となっている状況にありました。

そのため、多くの被害が生じた今回の災害を非常災害と判断し、市内で発生した大量の災害廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の特例措置を活用するなどあらゆる手段を講じ、迅速かつ適正に処理することとしました。

(2) 被害状況

令和元年東日本台風による被害は、千曲川に沿って発生しました。特に、長野市長沼及び豊野地区等の被害状況は、次の図のとおり甚大なものとなりました。



水没民家①（令和元年10月14日豊野地区）



水没民家②（令和元年10月14日豊野地区）



長沼地区店舗①（令和元年10月13日長沼地区）



長沼地区店舗②（令和元年10月13日長沼地区）

令和元年台風19号災害による被害状況（発災直後に撮影したもの）

(3) 長野市災害廃棄物処理実行計画

- ①計画名称 令和元年台風第19号災害に係る長野市災害廃棄物処理実行計画
 ②施行日 令和2年1月6日（月）
 ③計画期間 令和2年1月6日（月）から令和3年9月30日（木）まで
 ④全体工程

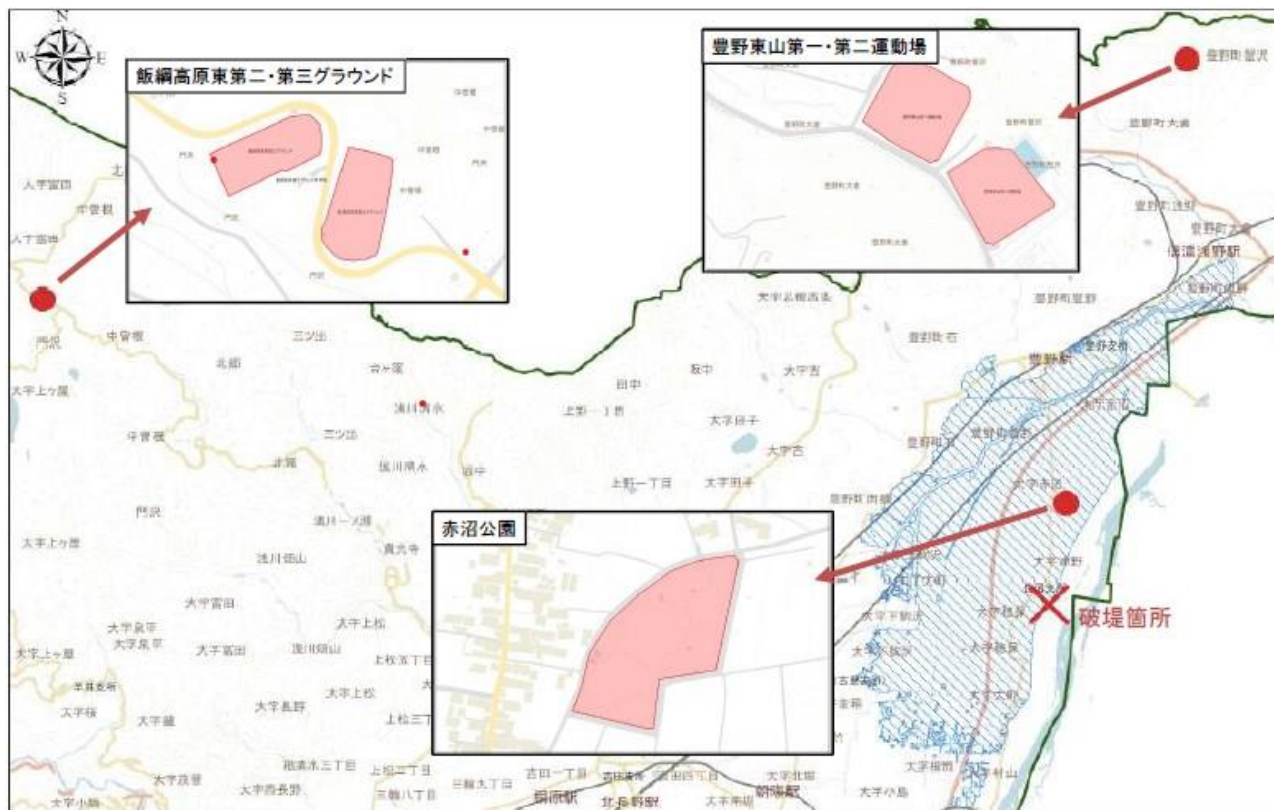
工 程 項 目	令和元年			令和2年												令和3年								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
災害廃棄物等処理実行計画策定		策定																						
被災現場 (解体・片づけ, 搬出・撤去)		片付けごみ																						
一次仮置場 (搬出・撤去)																								
処分 (再利用、焼却等)																								

(4) 災害廃棄物仮置場

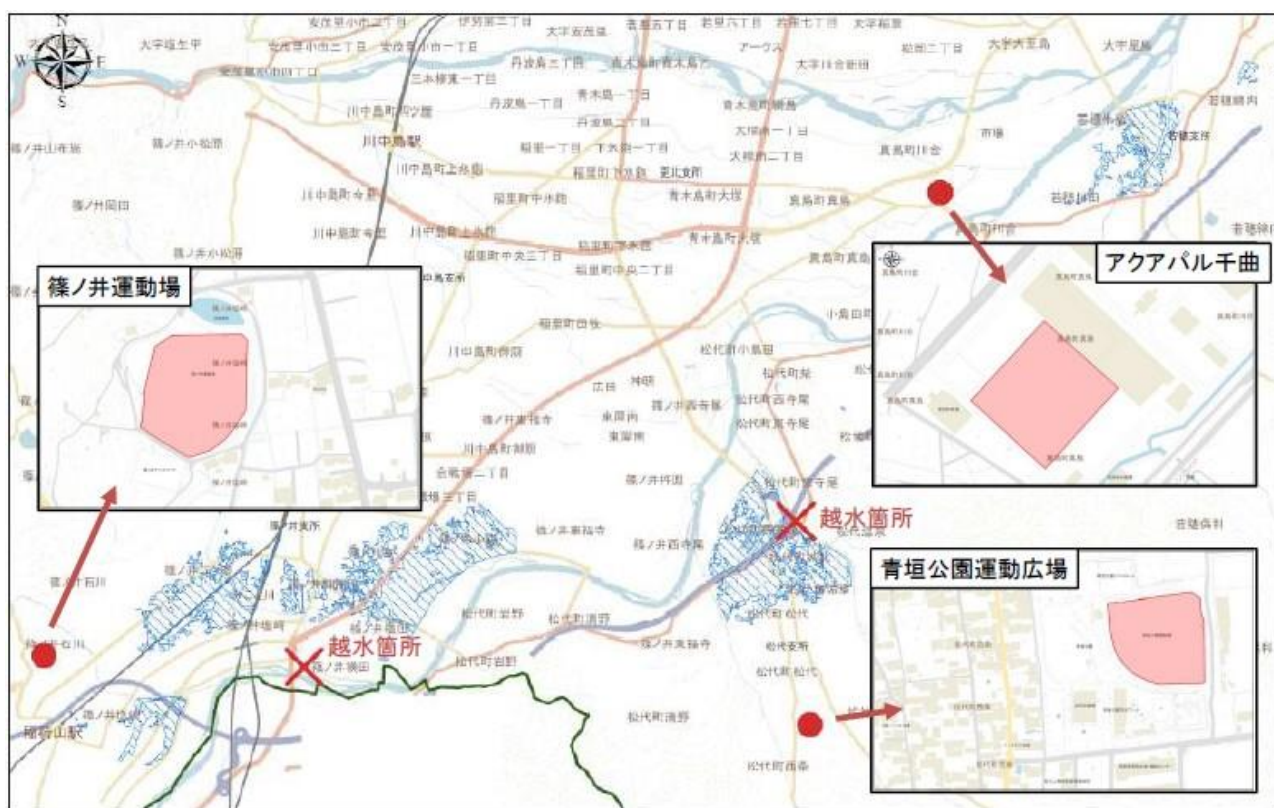
本市が設置した仮置場は次の図のとおりです。仮置場から災害廃棄物を搬出した後、復旧整備を行っています。

令和2年度は、アクアパル千曲及び豊野東山第二運動場で災害廃棄物の受け入れを行っています。

①長野市北部



②長野市南部



(5) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、片付けごみと公費による損壊家屋等の解体・撤去により発生した廃棄物（以下、「解体廃棄物」と言う）に大別しました。

片付けごみについては、排出者自ら又は仮置場管理者が9品目（不燃物、金属くず、危険物、タイヤ、木くず、家電、畳、可燃性混合物、土砂混じりがれき）に分別し、処理しました。

解体廃棄物については、17品目（コンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、廃プラスチック類、木くず、ガラス陶磁器（がれき）、石綿含有材（レベル3）、石膏ボード、混合廃棄物、畳、金属くず、家電4品目、その他家電金属くず、マットレスソファ金属くず、マットレスソファ可燃ごみ、可燃ごみ、タイヤ、ソーラーパネル）に分別し、処理しています。

災害廃棄物処理実績

年度	災害廃棄物処理量（トン）	公費解体棟数（棟）
元	42,783	69

10 その他

(1) 近隣町村の「可燃ごみ」の受け入れ

ダイオキシン類排出の規制が、平成14年(2002年)12月から強化されたことに伴い、近隣町村では現有の小規模な焼却炉で「可燃ごみ」が焼却処理できなくなりました。そのため長野市では、平成14年度(2002年度)から長野広域連合で計画されている「焼却施設」が稼働するまでの間、焼却処理を受託していました。

平成31年(2019年)3月からは、長野広域連合が整備した「ながの環境エネルギーセンター」が稼働し、須坂市、信濃町、飯綱町、高山村及び小川村の可燃ごみを処理しています。

単位 トン

年度	搬入町村	搬入量
21	旧信州新町、旧中条村、小川村	※1 1,256.01
22	小川村	333.6
23	小川村	332.6
24	小川村	336.1
25	小川村、須坂市、高山村	※2 665.4
26	小川村	345.0
27	小川村、中野市、山ノ内町、小布施町	※3 633.2
28	小川村、中野市、山ノ内町、小布施町	※3 899.2
29	小川村	324.9
30	小川村	181.55

※1 平成22年1月に合併した旧信州新町、旧中条村の4月から12月分を含む。

※2 須坂市、高山村の搬入は、須坂市清掃センターの定期整備修繕及び事故による点検に伴うもの

※3 中野市、山ノ内町及び小布施町の搬入は、北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの基幹的設備改良工事に伴うもの

(2) ごみ集積所からの抜き取り防止対策

金属市況の急騰などを背景に、収集運搬委託事業者以外の者が金属類など有価物となる家庭ごみを無断でごみ集積所から抜き取る事例が増加しました。平成21年(2009年)10月家庭ごみ処理手数料有料化制度導入により、行政がごみを回収することを前提に市民から手数料を負担いただくこと、有価物は売却し市の収入になること、不要部分が不法投棄につながりかねないことなどを理由に、平成21年(2009年)3月長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、平成21年(2009年)7月1日から市が定めた者以外の収集・運搬を禁止しました。また、禁止命令に違反した場合は、20万円以下の罰金を科することも規定しました。

【条例抜粋】 (家庭ごみの収集又は運搬の禁止)

第9条の2 市長又は規則で定める者以外の者は、…ごみ集積所に排出された家庭ごみを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、…前項の規定に違反…したときは、その者に対し、これらの行為を行なわないよう命ずることができる。

(罰則)

第27条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

条例改正後、市内不燃ごみ・資源物集積所に告知ポスターを掲示するとともに、職員3名1組の体制による早朝からのパトロールを実施し、警察とも連携して、不法行為の防止に努めています。

実施・指導等の状況

年度	パトロール回数 (回)	職員出動人員 (人)	警告書交付件数 (件)	禁止命令書 交付件数 (件)	告発件数 (件)
21	28	132	8	1	0
22	29	104	3	4	1
23	17	45	1	1	0
24	20	57	2	0	0
25	16	52	1	2	1
26	13	39	1	2	0
27	13	43	1	0	0
28	8	22	0	0	0
29	9	31	1	0	0
30	4	12	0	0	0
元	0	0	0	0	0

※令和元年度は、令和元年東日本台風災害対応のため未実施

(3) 「クリーンリサイクルタウン」選定

ごみ減量化の事業・成果が認められ、平成8年(1996年)10月18日付けで厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」に選定されました。

(4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」受賞

リデュース・リユース・リサイクルの推進への貢献が認められ、平成17年(2005年)10月21日付けで、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会から「平成17年度(2005年度)リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を受けました。

(5) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加(平成22年(2010年)7月から)

国内プリンターメーカー6社(令和元年(2019年)3月から4社)が平成20年(2008年)4月から取組んでいるリサイクル活動に賛同し、平成22年(2010年)7月1日から市役所本庁舎及び支所の計28か所にインクカートリッジの回収箱を設置しています。集まったカートリッジは郵便局が回収し、各メーカーにおいて、再生カートリッジやプラスチック製品などにリサイクルされています。



回収実績

(単位 kg)

年度	27	28	29	30	元
回収量	312	283	353	300	356

(6) 「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」参加(平成29年(2017年)6月から)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催するプロジェクトにオリンピック・パラリンピック開催都市として、市も参加し、計150kgのスマートフォン・携帯電話を回収しました。

市では、独自に平成27年度(2015年度)から「使用済小型家電の回収」を独自に試行していますが、今回環境省の要請を受けて、新たに同プロジェクトに参加することにしました。



回収実績

(単位 kg)

年度	29	30	元
回収量	50	100	16

(7) 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、これまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物処理審議会」が、新たに「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年10月1日に設置され、市長の諮問に応じてごみの減量・再資源化、し尿処理等について調査・審議いただくほか、必要に応じて市長に意見をいただいています。

委員は学識経験者及び民間諸団体の代表と、3名の一般市民からの公募委員のあわせて15名で構成されています。

◆長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会からの提言・報告

第1次提言（平成8年3月21日）

- ① 容器包装リサイクル法施行に伴う新たな分別収集の導入
- ② 家庭ごみ用指定袋実費負担制度の導入
- ③ 粗大ごみシール収集制度の導入
- ④ 生ごみの堆肥化、分解消滅等の推進
- ⑤ 資源団体回収の活性化
- ⑥ リサイクルプラザを活用したリサイクル意識の啓発
- ⑦ アパート等の共同住宅新設に伴うごみ集積所設置の推進
- ⑧ アパート等の共同住宅におけるごみ排出責任者設置制度の導入
- ⑨ 家庭用リサイクルボックスの導入推進
- ⑩ サンデーリサイクルの拡大
- ⑪ 事業ごみの5分別の徹底と減量・再資源化の推進
- ⑫ 大規模事業所及びごみ多量排出事業所の減量・再資源化の推進
- ⑬ 資源物の共同回収システムの研究
- ⑭ ごみ減量・再資源化推進事業所及び推進協力店認定制度の導入
- ⑮ ごみ処理手数料の改定
- ⑯ リサイクル基金の創設
- ⑰ ごみ減量キャンペーンの実施
- ⑱ ごみ減量・再資源化の市民アイデアの募集
- ⑲ 不法投棄対策の推進

検討報告（平成10年11月27日）

・古紙関係

- ① 資源回収報奨金の見直しと団体のネットワーク化推進
- ② 折り込みチラシの分別実施
- ③ 事業系含め分別徹底の指導啓発
- ④ 再生紙利用促進
- ⑤ 国や県への対応策要請

・生ごみ関係

- ① ごみ自家処理促進の指導啓発

② 処理機器の購入補助制度の見直し

第2次提言（平成11年12月3日）

- ・市民に対する啓発運動
 - ① 環境教育の充実
 - ② 都市宣言について
 - ③ 市民啓発について
- ・ごみ減量・再資源化推進のための具体策
 - ① 家庭ごみ用指定袋実費負担制度の改正
 - ② 家電リサイクル法施行に伴う新たな分別収集の導入
 - ③ ごみ処理手数料の改定
 - ④ 生ごみ堆肥化の促進
 - ⑤ リサイクル基金の活用
 - ⑥ 再生品の利用促進
 - ⑦ ごみ集積所の適正配置について
 - ⑧ 市民アイデアの活用等

検討報告（平成14年3月28日）

- ・事業ごみ特例収集について
 - ① 特例収集制度の適正な運用
 - ② 特例収集制度の利用条件、利用方法等の周知徹底
 - ③ 家庭ごみの受益者負担制度に応じた事業ごみの適正負担の検討

第3次提言（平成15年3月25日）

- ・プラスチック製容器包装分別収集について
 - ① モデル地区収集による分別状況の詳細な調査の継続
 - ② プラスチック製容器包装の全市分別収集の積極的な事業展開の要望
- ・ごみ指定袋実費負担制度の改正
 - ① プラスチック製容器包装分別収集の全市実施に向けたごみ指定袋実費負担制度の改正
 - ② 多人数世帯に対する「ごみ指定袋購入チケット」の追加配付の実施

検討報告（平成16年3月29日）

- ・サンデーリサイクルの品目拡大について
 - ① 廃食用油の排出箇所の拡大
 - ② 紙類を回収品目に追加
 - ③ 廃蛍光管を回収品目に追加
- ・家庭系パソコンリサイクルについて
 - ① 集積所への排出を禁止しリサイクル方法等の周知徹底
 - ② 市清掃センターにおける引き取り先のないパソコンの受け入れ態勢の整備

- ・古紙の分別について
新聞と折り込みチラシを一緒に排出できるよう分別を変更
- ・処理困難な廃棄物の取り扱いについて
適正な処理手数料を定め、清掃センターまたは拠点を設けて回収を実施
- ・ごみ処理の有料化について
有料化の手法、市民負担額等を検討して実施

第4次提言（平成17年5月30日）

- ・長野市ごみ処理基本計画について
家庭ごみ処理の有料化、生ごみ減量アドバイザー等の育成、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、ごみ減量マニュアルの作成、市民モニター制度の導入など63の具体的施策を盛り込んだ長野市ごみ処理基本計画の見直し案を提言

◆長野市廃棄物減量等推進審議会からの答申

答申（平成19年3月29日）

- ・家庭ごみ処理の有料化について
平成17年12月22日に「家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）処理の排出者負担のあり方」について同審議会に諮問し、平成19年3月29日、「家庭ごみ処理の有料化の制度を構築すべき」との答申を受ける。

答申（平成19年11月22日）

- ・有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料について
平成19年11月19日に「有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料」について同審議会に諮問し、平成19年11月22日、「（１）（２）可燃ごみ・不燃ごみ １リットル当たり１円～１．５円、（３）粗大ごみシール １枚につき40リットル袋の手数料と同額」との答申を受ける。

答申（平成22年3月30日）

- ・長野市ごみ処理基本計画の数値目標見直しについて
平成22年1月22日に「長野市ごみ処理基本計画の数値目標見直し」について同審議会に諮問し、平成22年3月30日、ごみ処理基本計画における平成22年度数値目標４項目について見直すべきとの答申を受ける。

答申（平成23年2月24日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画について
平成22年5月21日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について同審議会に諮問し、平成23年2月24日、市民の意見を取り入れ「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」の答申を受ける。

答申（平成24年 8 月21日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について

平成24年 7 月31日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料」について同審議会に諮問し、平成24年 8 月21日、集積所に排出される一般の家庭ごみは現行どおりとし、特定家庭用機器廃棄物の収集料金及び犬、猫等の死体処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（平成26年11月17日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

平成26年 6 月 2 日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し」について同審議会に諮問し、平成26年11月17日、基本計画の進捗状況や一般廃棄物に係る社会的状況等の変化を踏まえ、目標値や施策について見直すべきとの答申を受ける。

答申（平成27年 8 月25日）

- ・長野市一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について

平成27年 5 月11日に「長野市一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）」について同審議会に諮問し、平成27年 8 月25日、一般の家庭ごみは現行どおりとし、清掃センター搬入の可燃ごみ及び不燃ごみ処理手数料、一時的に多量に排出されるごみ処理手数料、特定家庭用機器廃棄物の搬送手数料、及び犬、猫等の死体の分離焼却手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（平成29年 1 月27日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画の策定について

平成28年 1 月19日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について同審議会に諮問し、平成29年 1 月27日、市民の意見を取り入れ「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」の答申を受ける。

答申（平成30年11月13日）

- ・長野市一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定について

平成30年 5 月14日に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成30年11月13日、集積所に出すごみの家庭ごみ処理手数料は現行どおりとし、清掃センターに直接搬入するごみのうち不燃ごみ、一時的に多量に排出されるごみ、特定家庭用機器廃棄物及び犬、猫等の死体処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

(8) 長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯

昭和47 (1972) 年	簡易ごみ焼却炉設置事業補助制度開始 (可燃ごみ未収集地域対象)
昭和51 (1976) 年	集団資源回収報奨金制度開始
昭和56 (1981) 年	ごみ集積所設置事業補助制度開始
昭和57 (1982) 年	3分別 (可燃・不燃・資源ごみ) の実施

平成4 (1992) 年4月	生ごみ自家処理容器設置報奨金制度開始
----------------	--------------------

平成4 (1992) 年11月	5分別 (可燃・不燃・紙・ビン・缶) のモデル実施→2地区
平成5 (1993) 年8月	5分別 (可燃・不燃・紙・ビン・缶) のモデル実施→6地区
平成6 (1994) 年6月	5分別 (可燃・不燃・紙・ビン・缶) のモデル実施→3地区
平成6 (1994) 年8月	5分別 (可燃・不燃・紙・ビン・缶) 及び指定袋製の全市実施

以上の実施に当り、延べ1,300回の住民説明会開催 (全26地区中)
併せて、指定袋無料配布 (可燃120枚、不燃24枚 * 1年分として)

平成7 (1995) 年8月	サンデーリサイクル開始 (毎週日曜日、市内8ヶ所のスーパー等でビン・缶の拠点回収)
----------------	--

平成8 (1996) 年3月	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言
----------------	----------------------

- ・ 家庭ごみ用指定袋実費負担制度 (チケット制) の導入
- ・ 粗大ごみシール収集の導入
- ・ ペットボトルの分別収集実施
- ・ 減量・リサイクル推進事業所の認定制度導入 他

平成8 (1996) 年4月	生ごみ自家処理機器購入費補助制度開始 分別されていない事業系廃棄物の清掃センター搬入禁止
平成8 (1996) 年4～6月	市内26地区区長会・衛生連合会へ提言説明 (延べ37回)
平成8 (1996) 年6月	市議会定例会で条例改正案議決 (指定袋実費負担制度関係)
平成8 (1996) 年7～8月	小売店等へごみ指定袋製造・販売許可説明会 (以降、申請受付)
平成8 (1996) 年7～10月	市内26地区区長会・衛生連合会へ制度説明 (延べ46回) (併せて、市報、市政テレビ、チラシ全戸配布等で広報)
平成8 (1996) 年10月	地区衛生組合を通じて各世帯へチケット配布 厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」に選定
平成8 (1996) 年11月	家庭ごみ用指定袋実費負担制度全市実施 ペットボトル分別収集開始により 6分別の全市実施 (サンデーリサイクルでもペットボトル回収開始)

平成9（1997）年4月	リサイクルハウス設置事業補助制度開始
平成9（1997）年7月	簡易ごみ焼却炉設置事業補助制度廃止（H9. 11可燃未収集解消へ）
平成9（1997）年9月	「ながのエコ・サークル」認定制度開始
平成9（1997）年11月	可燃ごみ市内全地区収集
平成10（1998）年4月	多量排出事業所を対象に「事業ごみ減量計画書」作成義務付け
平成11（1999）年12月	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言 （実費負担制度の改正→粗大ごみシールの枚数変更（24枚→20枚）ほか）
平成12（2000）年4月	ごみ集積所改修事業補助制度開始

平成13（2001）年10月	プラスチック製容器包装分別収集のモデル実施→3地区
平成15（2003）年3月	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言（容器包装関係）
平成16（2004）年4月	プラスチック製容器包装分別収集の全市実施 指定袋購入可能枚数の変更（160枚→200枚）

以上の実施に当り、延べ1,100回の住民説明会開催

平成16（2004）年4月	サンデーリサイクルで新聞・雑誌・蛍光灯の回収開始 *一部で廃食用油も
平成17（2005）年7月	生ごみ減量アドバイザー派遣制度開始
平成17（2005）年10月	リデュース・リユース・リサイクル推進協議会から表彰
平成18（2006）年10月	市役所及び電機商業組合加盟店での蛍光灯の拠点回収拡大
平成19（2007）年3月	廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみ処理の排出者負担のあり方」について答申（有料化の導入）
平成19（2007）年10月	家庭ごみ有料化についてパブリックコメント実施
平成19（2007）年11月	廃棄物減量等推進審議会から「有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料」について答申

有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料		
(1) 可燃ごみ	1 リットル当たり	1～1.5 円
(2) 不燃ごみ	1 リットル当たり	1～1.5 円
(3) 粗大ごみ	シール 1 枚	400袋手数料と同額

平成20（2008）年6月	市議会定例会で条例改正案議決（家庭ごみ処理手数料有料化関係）
---------------	--------------------------------

有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料（概要）		
(1) 可燃ごみ	1 リットル当たり	1 円
(2) 不燃ごみ	1 リットル当たり	1 円
(3) 粗大ごみシール 1 枚につき		40 円
導入期日	平成 21 年 10 月 1 日	

平成20（2008）年7月	ごみ減量・分別と共に有料化についての住民説明会開催 (～H21.3 延べ1,071回43,640人出席 ＊その他出前講座・地区役員会21回719人)
平成21（2009）年3月	ごみ集積所からの持ち去り行為を防止するため、条例改正案上程 市議会定例会で条例改正案議決
	(1) ごみ集積所に出された家庭ごみを市又は委託事業者以外の収集・運搬を禁止する。 (2) これに違反した者に対して禁止命令をすることができる。 (3) 命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
平成21（2009）年7月	ごみ減量・分別・有料化について外国籍市民対象説明会開催(30人)
平成21（2009）年7月	7月1日よりごみ集積所からの家庭ごみ等の持ち去り行為の禁止について条例施行
平成21（2009）年9月	新指定袋等販売開始
平成21（2009）年9月	減免制度事前申請受付実施
平成21（2009）年10月	家庭ごみ処理手数料有料化制度開始
平成21（2009）年10月	剪定枝葉等の分別収集開始により8分別の全市実施
平成22（2010）年7月	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」開始
平成22（2010）年8月	家庭ごみの減量及び適正排出等に関する地区別住民説明会開始 (～平成24年度までの3か年計画で全地区を対象に実施する予定)
平成22（2010）年11月	ながのゴミ通信（第1号）を発行（以降、随時発行）
平成23（2011）年4月	長野市一般廃棄物処理基本計画策定（H23～28年度、6年間）
平成25（2013）年3月	長野市災害廃棄物処理計画の策定
平成26（2014）年11月	長野市一般廃棄物処理基本計画中間見直し（H23～28年度、6年間）
平成27（2015）年4月	サンデーリサイクル及び小型家電回収協力店で使用済小型家電の回収を試行
平成29（2017）年2月	長野市一般廃棄物処理基本計画策定（H29～33年度、5年間）
平成29（2017）年6月	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加（H29～30年度、2年間）
平成31（2019）年3月	ながの環境エネルギーセンター稼働（平成31年(2019年)3月1日） 北信保健衛生施設組合離脱（平成31年(2019年)3月31日）
平成31（2019）年4月	長野市家庭ごみ処理施設及び事業系可燃ごみ処理施設全市統一 ながの環境エネルギーセンターの稼働に伴い、家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日へ変更 豊野地区については、北信保健衛生施設組合から離脱したことから、ビン及びペットボトルの収集委託事業者が北信保健衛生施設組合委託業者から市委託業者になる。また、乾電池及び家庭灰の排出方法を豊野支所の拠点回収からステーション方式へ変更。

(9) 長野広域連合ながの環境エネルギーセンター（A焼却施設）の主な整備経過

平成17（2005）年11月	本市が建設候補地として「大豆島松岡二丁目（サンマリーンながの及びその周辺部）」を選定し、大豆島地区区長会及び松岡区に経過報告及び協力を要請
平成18（2006）年1～2月	本市及び長野広域連合がごみ焼却施設建設に関する説明会開催（延べ11回）
平成18（2006）年11～12月	長野広域連合が測量及び地質調査を実施
平成21（2009）年6月	長野広域連合が環境影響評価の現況調査を実施（～H22.5）
平成24（2012）年2～3月	長野県が環境影響評価書を公告・縦覧
平成24（2012）年11～12月	本市及び長野広域連合が広域ごみ焼却施設の計画概要及び周辺環境整備基本計画（案）に関する説明会開催（延べ19回）
平成25（2013）年1月	大豆島地区住民自治協議会が広域ごみ焼却施設の受入れについて基本同意
平成25（2013）年3月	大豆島地区住民自治協議会、長野広域連合及び長野市の3者により「広域ごみ焼却施設建設に関する協定」を締結
平成25（2013）年11月	ごみ処理施設の都市計画について、広域ごみ焼却施設を含む計画区域等に変更・決定
平成26（2014）年2月	最新のごみ量予測等に基づき、施設規模を450 t/日から405 t/日に見直し
平成26（2014）年11月	長野広域連合によりA焼却施設整備及び運営事業に係る公募型プロポーザル実施の公告
平成27（2015）年6月	A焼却施設整備及び運営事業の優先交渉権者が決定
平成27（2015）年7月	長野広域連合臨時議会において工事請負契約を議決
平成28（2016）年5月	工事請負事業者主催による安全祈願祭が開催される
〃	建設工事着手
平成30（2018）年9月	長野広域連合ごみ処理手数料審議会会長から、長野広域連合長へ可燃ごみの直接搬入手数料について答申を受ける。
平成30（2018）年9月	長野広域連合A焼却施設の名称が「ながの環境エネルギーセンター」に決定される。
平成30（2018）年9月27日	ながの環境エネルギーセンターで試運転開始に伴う火入れ式が行われる。
平成30（2018）年10月17日	ながの環境エネルギーセンター試運転開始
平成30（2018）年11月22日	長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例議決
平成31（2019）年3月1日	長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例施行

発行

長野市環境部生活環境課

長野市大字鶴賀緑町1 6 1 3 番地

TEL : 0 2 6 - 2 2 4 - 5 0 3 5

FAX : 0 2 6 - 2 2 4 - 8 9 0 9

E-Mail : seikatukankyo@city.nagano.lg.jp